



室蘭工業大学研究報告. 文科編 第45号 全1冊

メタデータ	言語: eng 出版者: 室蘭工業大学 公開日: 2014-03-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10258/2802

室蘭工業大学

研 究 報 告

文 科 編

第 45 号

平成7年11月

MEMOIRS

OF

THE MURORAN INSTITUTE OF TECHNOLOGY

Cultural Science

NO. 45

Nov., 1995

MURORAN HOKKAIDO

JAPAN

Editing Committee

S. Ozaki	Professor	<i>Chief Librarian</i>
K. Izumi	Professor	<i>Civil Engineering and Architecture</i>
T. Kazama	Assistant Professor	<i>Mechanical Systems Engineering</i>
M. Hatanaka	Assistant Professor	<i>Computer Science and Systems Engineering</i>
A. Sakai	Assistant Professor	<i>Electrical and Electronic Engineering</i>
T. Ishigaki	Assistant Professor	<i>Materials Science and Engineering</i>
M. Akiyoshi	Assistant Professor	<i>Applied Chemistry</i>
H. Konari	Professor	<i>Common Subject</i>

All communications regarding the memoirs should be addressed to the chairman of the committee.

These publications are issued at irregular intervals. They consist of two parts. Science and Engineering and Cultural Science.

室蘭工業大学研究報告 第 45 号

文 科 編

目 次

一過性の運動が中等度運動に及ぼす影響について

—血清酵素との関係について—	上 村 浩 信	1
	谷 口 公 二	
	小 成 英 寿	
	藤 沢 宏 幸	

冷戦後の平和と「安全保障」をめぐる憲法論の動向とその批判的検討

—「国際派」と「国益派」の憲法論・改憲論—	長 利 一	13
-----------------------------	-------	----

習慣相	橋 本 邦 彦	35
-----------	---------	----

一過性の運動が中等度運動に及ぼす影響について—血清酵素との関係について—

一過性の運動が中等度運動に及ぼす影響について —血清酵素との関係について—

上村浩信 谷口公二 小成英寿 藤沢宏幸^{※)}

※) 北海道大学医学部附属病院登別分院

Effects of transient exercise on serum enzyme activity during moderate exercise.

Hironobu Kamimura, Kouji Taniguchi, Hidetoshi Konari, Hiroyuki Fujisawa^{※)}

※) Noboribetsu branch hospital Hokkaido Univ. sch. of Med.

Abstract

The purpose of this study was to obtain transient exercise (the 10km run) effects on the moderate exercise (bicycle ergometer exercise). Five untrained healthy men, aged 18-21 years, participated in this study. Serum enzyme activity levels were checked before and after exercise for seven days. Plasma creatine kinaes (CK) activity increased after running and reached a maximum on the next day ($P > 0.01$). CK incremental ratio at immediately after was increased during 3 days. HR was increased after running and reached a maximum on the 3 days during bicycle ergometer exercise.

LDH, HBD, GOT activity increased after running and reached a maximum level on the nextday and decreased slightly later. GPT was unchanged. these result suggested that muscle damage that occurs after the first 3 days of moderate exercise.

目 的

一過性の運動は、生体に対して様々な影響を引き起こすこと¹⁾⁷⁾が知られており、特に、マラソンなどのような激しい運動においては、筋肉痛をはじめとして、生体のさまざまな部位において影響を受けることが報告¹²⁾されている。また、その回復については、一ヶ月以上に及ぶことも明らかにされている。特に、このような運動と血清酵素との関係については、多くの研究がなされている。このような血清酵素は、血液中に存在し逸脱酵素とも呼ばれ、臨床的に各

種の疾患、病態の指標とされている。一過性の運動による影響をみる研究においては、安静値の結果による検討が多くなされてきた。

そこで、本研究においては、階段を上がるなどのような日常生活レベルの運動である中等度運動時において、一過性の激しい運動がどのような影響を及ぼすのかについて、血清酵素から検討することを目的とした。

方 法

被験者は、成人男子 5 名（平均年齢 19.8 ± 1.1 (歳)、平均身長 173.48 ± 9.71 (cm)、平均体重 65.6 ± 9.15 (kg)）で日常、有酸素性のトレーニングを行っていないものとした。

一過性の激しい運動は、10kmの長距離走とした。この長距離走の前後に中等度運動（自転車駆動運動）を行わせた。中等度運動は、電動式自転車エルゴメーターを用いて60.90.120watt (W) の負荷（120watt の時、最大酸素摂取量の55%程度）をそれぞれ3分間駆動した。この時の心拍数を記録した。測定期間は、一過性の運動の前 (con)、一過性の運動直後、運動後の1、3、5、7日目（1、3、5、7 day）であり、測定項目は、自転車駆動時の心拍数、血清酵素については、creatine phosphokinase (CK)、lactate dehydrogenase (LDH)、glutamic oxaloacetic transaminase (GOT)、glutamic pyruvic transaminase (GPT)、 α -hydroxybutyrate dehydrogenase (α -HBD) の酵素を自動分析装置 (Hitachi autoanalyzer 736-60) により測定した。

統計処理 student's t-test を用い0.05を有意とした。平均値と標準偏差を用いて表記した。

結 果

心拍数について

10kmの平均心拍数は、180 (beat/min) であった。

安静値の心拍数は、一過性の運動後の1 day が高く ($P > 0.05$)、以後、一過性の運動前 (con) の値にもどった (図1)。中等度の運動時における心拍数について、安静時と各負荷強度における心拍数において、低い運動負荷 (60w) では、1、3、5 day に有意な増加を示し、90 w 以上では3 day が最も高く、5 day から差がみられなかった (図2)。

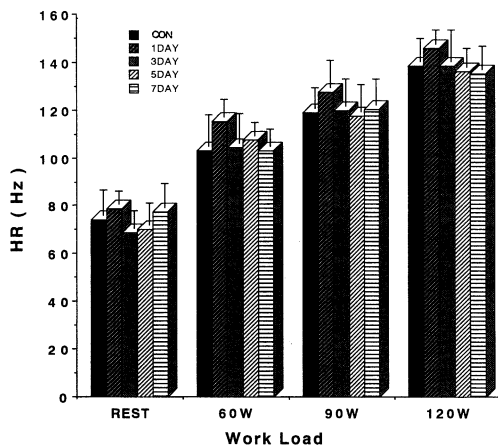


図1. 一過性の運動前後における中等度運動時の心拍数の変化

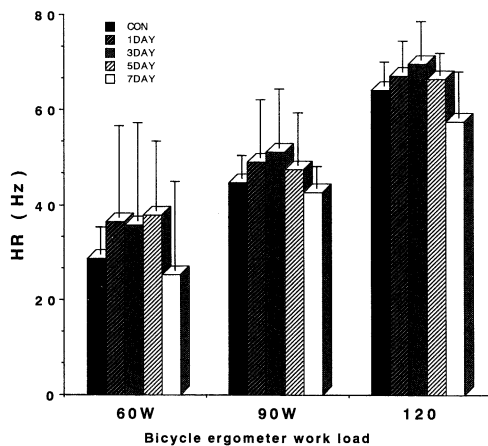


図2. 一過性の運動前後における中等度運動時の心拍数の変化
(各負荷強度における安静時を差し引いた時の心拍数)

血清酵素について

CKの酵素活性について

血清中の酵素活性は、安静時においては、一過性の運動（ランニング）の翌日に7倍の有意な増加を示した。一過性の運動後の1、3、5、7 day いずれにおいても増加した（図3）。中等度運動直後の増加率では、1 day に増加は示されなかったが、5 day に増加を示した（図4）。

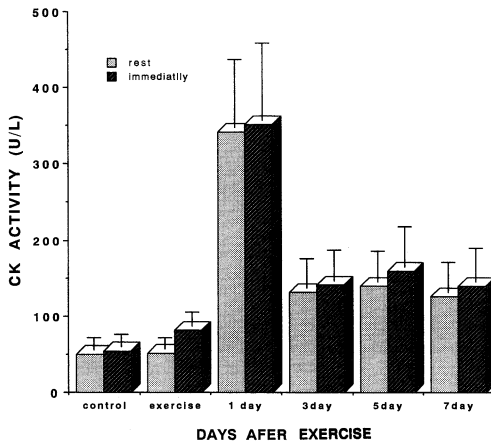


図3. 一過性の運動前後における中等度運動時のCKの変化

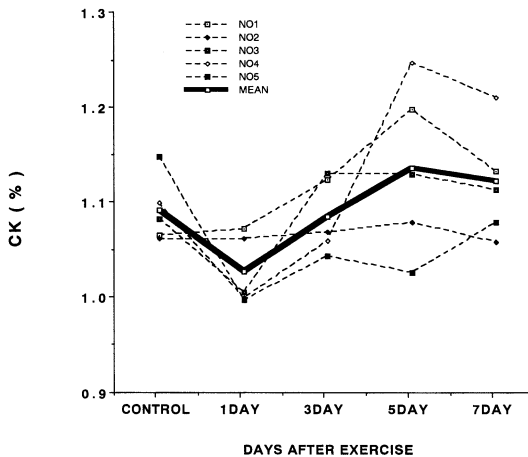


図4. 一過性の運動前後における中等度運動直後のCK変化率

LDHの酵素活性について

安静時においては、一過性の運動後の1、3、5、7 dayに有意な増加 ($p > 0.05$) が見られた。ピークは1 dayであった (図5)。中等度運動直後の増加率では、1 dayに低下を示す傾向にあるものの変化は見られなくなった (図6)。

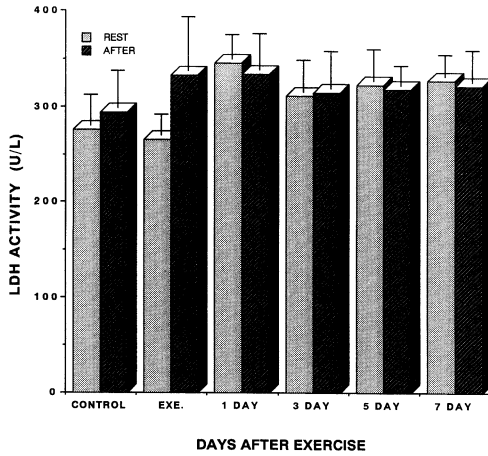


図5. 一過性の運動前後における中等度運動時のLDHの変化

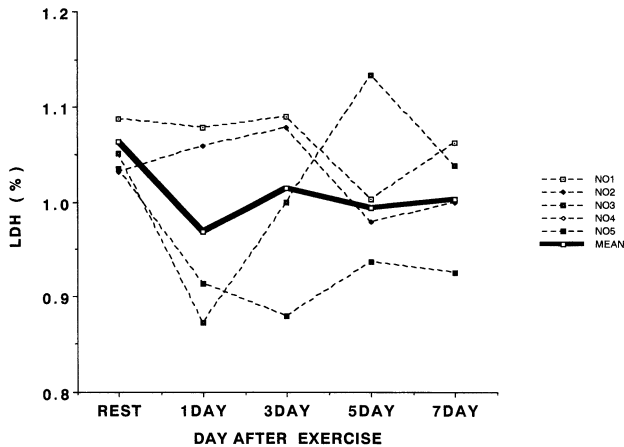


図6. 一過性の運動前後における中等度運動直後のLDH変化率

HBDの酵素活性について

安静時においては、一過性の運動（ランニング）の翌日に有意な増加（ $p > 0.05$ ）を示した（図7）。その後も有意であった。中等度運動直後の増加率は見られなかった（図8）。

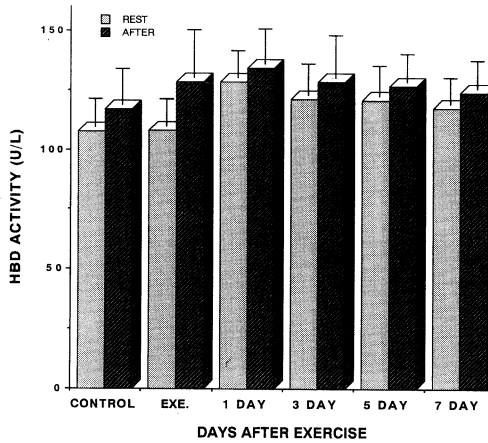


図7. 一過性の運動前後における中等度運動時のHBDの変化

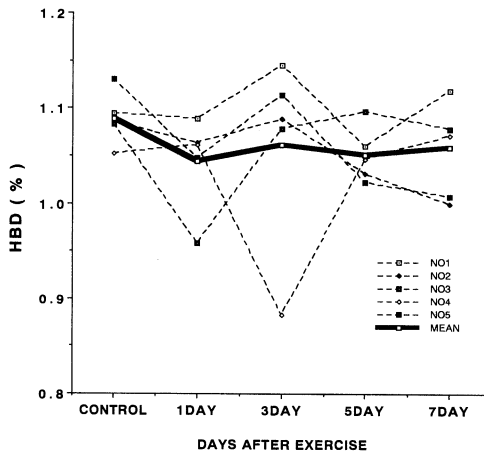


図8. 一過性の運動前後における中等度運動直後のHBD変化率

GOTの酵素活性について

安静時においては、一過性の運動（ランニング）の翌日に1.5倍の有意な増加（ $P > 0.05$ ）を示した（図9）。中等度運動直後の増加率は1 dayに高く、以後変化が見られなくなった（図10）。

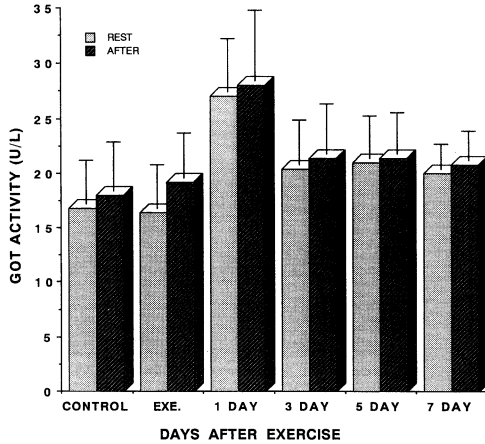


図9. 一過性の運動前後における中等度運動時のGOTの変化

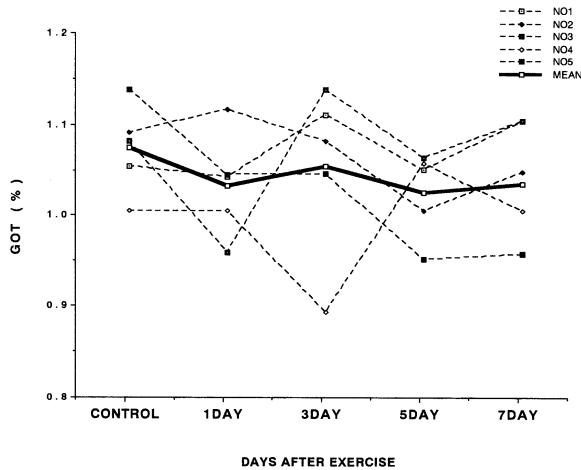


図10. 一過性の運動前後における中等度運動直後のGOT変化率

G P Tの酵素活性について

安静時においては、差が見られなかった (図11)。

中等度運動直後の増加率は変化が見られなくなった (図12)。

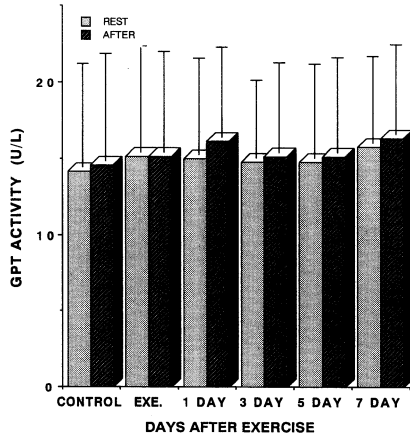


図11. 一過性の運動前後における中等度運動時のG P Tの変化

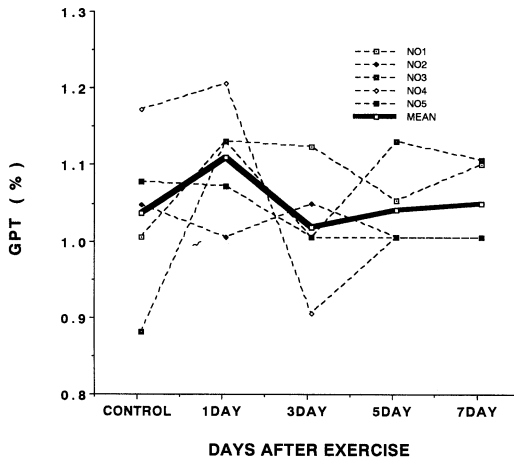


図12. 一過性の運動前後における中等度運動直後のG P T変化率

考 察

心拍数について

心拍数が、安静時において一過性運動後の1 dayに高くなることに関する現象については、運動強度が高く（最大酸素摂取量の75%）なると運動後の回復が1日以上に及ぶことが報告¹⁴⁾²¹⁾されている。特にこのような原因として交感神経系の興奮によるものと考えられる。

中等度運動に及ぼす影響について、図2より、安静値を差し引いた時の心拍数から、90. 120wattの運動負荷に対して、conと比較して1 day, 3 dayに高くなった。特に3 dayにその値が大きいことから3日目に中等度の運動負荷が心拍数の増加をもたらした。バイオプシィの研究報告¹³⁾によるとマラソン後では、骨格筋に損傷のあることが報告されている。この損傷の程度は、マラソン直後よりも数日後に大きくなることが、報告¹⁸⁾されている。本研究で心拍数が3日目に高くなったことは、筋の損傷が起これり脚筋の筋収縮に影響を及ぼし、そのために心拍数が増加したと考えられる。また、回復するには1週間を要することが考えられる。

血清酵素活性について

血中のCK酵素活性値が高くなることは、筋障害の診断に用いられている。本研究において、一過性の運動後一週間高くなった。特にその活性値のピークは、1 dayであった。このピークが、運動の種類により異なることが報告¹⁹⁾²⁰⁾されている。マラソンやウルトラマラソンなど¹⁾¹²⁾のような運動では、運動の翌日であり、強い強度の伸張性運動では、運動の4～5日目になることが報告^{2~7)11)16)17)}されている。本研究は、マラソンと同じ傾向にあった。また、CKの活性値が高くなる理由に関して筋等が障害をうけ、膜の透過性が高進することが主な原因として考えられている。また、活性値が長期間に渡り高くなることは、リンパから血中に移動する際に、リンパの流れが遅いため血清中に出現するのが遅れること¹⁵⁾も考えられている。さらに、筋肉に障害が起きた

ときの血清酵素の活性値における変化は、二層性になることが報告されて⁸⁾¹⁹⁾いる。この理由として、筋が障害をうけたことによる上昇と筋の再生の段階があると考えられている。本研究では、一過性の運動が中等度運動時の影響は、一過性運動後の3、5 day が大きいことから、一過性の運動の翌日に起こる影響よりも少し遅れることが明らかになった。これは特に筋に損傷が生じたと考えられる。繰り返しの運動を行うことによりCKの活性値が低下することが報告⁴⁾⁸⁻¹⁰⁾²⁰⁾されているが、本研究で行った日常生活レベルの運動（中等度運動）においては、con と exercise の安静時の活性値が差のないことからこのような影響がないと考えられる。

LDHは、心筋と骨格筋の障害の指標となるとされている。マラソン後などの結果からもこの酵素活性値が高くなること¹²⁾が報告されている。本研究も同様な傾向がみられた。特に、1 day の活性値が高く、1日目に心筋に影響を及ぼしたと思われる。中等度運動においては、con において高くなるものが、一過性の運動後に見られなくなった。HBDは、LDHのアイソザイムのLDH1、及びLDH2の成分と同じで心筋由来のもので、心筋の傷害の指標とされている。先行研究²¹⁾から同様に、心筋に影響がおきたと考えられる。

GPTは、肝臓に最も多く含まれる酵素で肝細胞が壊れると血液中に流れ出すことから急性の肝炎等で最も多く上昇する。本研究で変化のなかったことから、肝への影響はなかったと考えらる。GOTは、心筋や肝臓に多く含まれ、骨格筋、腎臓、赤血球にも認められる酵素と考えられている。マラソン後のような激しい運動においては、1日目に高くなることが報告¹²⁾されている。本研究においても同様な結果がみられた。GPTは、変動が少ないもGOTについては、活性値が高くなり、CK、LDH同様に1 day にその影響が大きいことから主に、骨格筋由来の障害であると考えられる。また、中等度運動直後の変化率においては、CK以外その変化は、見られないことから、骨格筋の影響が中等度運動に大きく影響すると考えられる。

以上のことから、一過性の運動が中等度運動に及ぼす影響について血清酵素からみると、その影響は一過性の運動後3 day 目の影響が大きく、回復する

には1週間以上かかることが、明かになった。これは主に、CKの変動から、骨格筋が傷害を受け、膜の透過性が高進したためであろうと考えられる。

REFERENCES

1. Appole, F. S., M. A. Rorgers, W. M. Sherman, and J. L. Ivy. Comparison of serum creatine kinase and creatine kinase MB activities post marathon race versus post myocardial infarction Clin. Chim. Acta 138 : 111-118, 1984.
2. Armstrong, R. B., G. L. Warren, and J. A. Warren. Mechanisms of exercise induced muscle fibre injury. Sports Med 12 : 184-207, 1991.
3. Byrd, S. K., L. J. McCutcheon, D. R. Hodfson, and P. D. Gollni. Altered sarcoplasmic reticulum function after high intensity exercise. J Appl. Physiol. 67 : 2072-2077, 1989.
4. Byrnes, W. C., P. M. Clarkson, J. S. White, S. S. Hsieh, P. N. Frykman, and R. J. Maughan. Delayed onset muscle soreness following repeated bouts of downhill running. J. Appl. Physiol. 59 : 710-715, 1985.
5. Carpenter, S. and G. Karpati. Pathology of Skeletal Muscle. New York : Churchill Livingstone, 1984, pp. 415-710.
6. Clarkson, P. M., F. S. Apple, W. C. Byrnes, K. M. McCormick, and P. Triffletti. Creatine kinase isoforms following isometric exercise. Muscle and Nerve 10 : 41-44, 1987.
7. Clarkson, P. M., P. Litchfield, J. Graves, J. Kirwan, and W. C. Byrnes. Serum creatine kinase activity following forearm flexion isometric exercise. Eur. J Appl. Physiol. 53 : 368-371, 1985.
8. Clarkson, P. M. and I. Tremblay. Rapid adaptation to exercise induced muscle damage. J. Appl. Physiol. 65 : 1-6, 1988.
9. Ebbeling, C. B. and P. M. Clarkson. Muscle adaptation prior to recovery following eccentric exercise. Eur. J Appl. Physiol. 60 : 26-31, 1990.
10. Ebbeling, C. B. and P. M. Clarkson. Exercise - induced muscle damage and adaptation. Sports Med 7 : 207-234, 1989.
11. Friden, J., M. Sjostrom, and B. Ekblom. Myofibrillar damage following intense eccentric exercise in man. Int. J Sports Med 4 : 170-176, 1983.
12. Irving R. A., Noakes. T. D., et al : Plasma volume and renal function during and after ultramarathon running. Medicine and Science. 1990. 22-5. 581-587
13. Jones, D. A., D. J. Newham, J. M. Round, and S. E. J. Tolfree. Experimental human muscle damage : morphological changes in relation to other indices of damage. J. Physiol. 375 : 435-448.
14. Juhaa Karvonen and Timo Vuorimaa. Heart rate and exercise intensity during sports activity practical application : revie. sports medicine 1983 ; 303-309

15. Lindena J, Trautschold I. Enzymes in lymph : a review. *J Clin Chem Clin Biochem* 1983 ; 21 : 327-46
16. Newham, D. J., D. A. Jones, and P. M. Clarkson. Repeated high - force eccentric exercise : effects on muscle pain and damage. *J Appl. Physiol.* 63 : 1381-1386, 1987.
17. Newham, D. J., K. R. Mills, B. M. Quigley, and R. H. T. Edwards. Pain and fatigue after concentric and eccentric muscle contractions. *Clin. Sci.* 64 : 55-62, 1983.
18. Newham, D. J., G. Mcphail, K. R. Mills, S, and R. H. T. Edwards. Ultrastructural changes after concentric and eccentric contractions of human muscle. *J Neurol. Sci* 61 : 109 - 122, 1983.
19. Nosaka, K., P. M. Clarkson, and F. S. Apple. E. Time course of serum protein changes after strenuous exercise of the forearm flexors. *J Lab. Clin. Med.* 119 : 183-188, 1992.
20. Nosaka, K., P. M. Clarkson, M. E. Megulgin, and J. M. Byrne. Time course of muscle adaptation after high - force eccentric exercise. *Eur. J Appl. Physiol.* 63 : 70-76, 1991.
21. Roald Bahr and Ole M. Sejersted. Effects of intensity Excess post exercise O₂ consumption. *Metabolism.* 40-8 : 836-841, 1991
22. Schwane, J. A., S. R. Johnson, C. B. Vandenakker, and R. B. Armstrong. Delayed onset muscular soreness and plasma CPK and LDH activities after downhill running. *Med. Sci. Sports Exerc.* 15 : 51-56, 1983.

冷戦後の平和と「安全保障」をめぐる憲法論の動向と
その批判的検討
—「国際派」と「国益派」の憲法論・改憲論—

長 利 一

**A Trend of Constitutional Theories concerning
Peace and 'Security' after the Cold War
and its Critical Study**

Toshikazu Tyou

Abstract

In the post - cold war age, particularly after the Gulf War, many regional conflicts have occurred throughout the world. The threats different from those during the cold war are growing. Under these circumstances, the theory of 'international contribution' is dominant and it claims that the maintenance and recovery of 'international peace and security' should be prior to domestic peace and security.

Concerning the amendment of the constitution of Japan, there has been a theory that claims the acknowledgment of the existence of the Self - Defense Forces and the Security Treaty between Japan and the U. S. in view of the national defense. But with the change of the historical framework in international politics, another trend begins to raise its head ; it aims at release from the ban against sending troops overseas by the Self - Defense Forces in view of 'international peace and security' and 'international contribution'.

This paper takes up the two theories and examines them critically. Both theories, one by 'Nationalists' and the other by 'Internationalists', are based not on the 'Pacifism' of the Constitution but on the domestic and international 'Security'. They give the theoretical bases to 'international contribution' and try to enlighten the general public.

はじめに

ポスト冷戦時代、とりわけ湾岸戦争以降、地球上のいたるところで武力による地域紛争が多発し、米ソ東西対決の冷戦時代とは異なった脅威の地球規模での地域的拡散が見られる。こうした多くの困難を抱える国際社会のなかで、自国の平和—「一国平和」—だけでなく「国際の平和と安全」の維持・回復に対しても経済大国に相応しい積極的な「貢献」を行なうべきだとする「国際貢献」論が世上喧しい。これまでは自国防衛の観点から自衛隊・日米安保条約の違憲合憲の憲法論議が交されてきたのに対し、ポスト冷戦、ポスト湾岸における国際政治の歴史的枠組の転換にともない、最近では、国内での政界再編を契機として、一部のマス・ジャーナリズム¹⁾や政治家を中心に、「国際の平和と安全」への積極的「貢献」の立場から自衛隊の海外派兵の「自由化」を説く—「解釈改憲」にせよ「明文改憲」にせよ—改憲論へと重点移動しつつあることが指摘される²⁾。本稿は、こうした日本と国際の平和と「安全保障」をめぐる最近の動向として、上述のような「国際貢献」論、それ故これに対応するための改憲論に理論的基礎を提供し、また国民世論への積極的な啓発を推進しようとする二つの憲法論—一部の国際法学の立場からの「国際派」の憲法論と、特定の政治的軍事的立場からの「国益派」の憲法論を仔細に読み解くことにより、各々の憲法解釈の内容と、その異同や関係につき、「護憲派」³⁾の憲法学の立場から批判的検討を試みようとするものである。

1 「国際派」の憲法論・改憲論⁴⁾

本稿で何故「国際派」の憲法論を取扱うかということと、「国際派」とは日本国憲法の平和主義との関係においてどのような態度をとる立場なのかということとは密接不可分に結びついている。「国際派」の憲法論とは概ね、冷戦終結を背景とした国際社会の激変にともない、国際法（特に国連憲章、日米安保条約）と憲法との関係を、前者、殊に、憲章の集団安全保障の理念と機能にお

ける胎動という観点から見直そうとする、一部の国際法学の立場からの憲法論をいう。そこで次に、本稿で「国際派」というとき「最近の改憲を志向する一部の国際法学の立場」を含意することを予め断っておきたい。その意味内容を以下の3点にわたって説示するが、そのことは同時に、「国際派」の憲法論をここで何故取扱うかの論拠となるところのものでもある。

第一に、「最近」とは1989年の冷戦終結以後のことであり、とりわけ湾岸戦争を契機に頻発する諸種の地域紛争への対処の仕方をめぐり、殊に日本の軍事力の海外派兵の可能性が当面の課題として意識されつつある時代状況を含意する。第二に、「最近の改憲」とは、これも冷戦終結後に俄かに登場してきた改憲論で、冷戦時代の改憲論（戦前の天皇制への回帰を中心とする伝統的な復古型改憲論を後景としつつ、現行憲法の価値体系を一定程度受容した上で第9条を中心とした改憲を主張する戦後型改憲論を前景とする）とは異なる立場で⁵⁾、且つ、冷戦後の「国益派」の唱導する「国際貢献」論に対してもさしあたり批判的立場がとられていることにも一応留意しておく必要がある。第三に、「最近の改憲を志向する一部の国際法学の立場」とは、従来の「護憲派」に批判的な国際法学とも異なる立場である。これまでも冷戦時代においても、国際法学からの憲法9条批判はあるにはあったが、それは主として自衛権論にかかわって、「武力による自衛権」を承認する国際法秩序（国連憲章等）の観点から、「武力によらない自衛権」の観点からこれを否認する憲法学の立場に対する批判の表明に重点を置こうとするものであった⁶⁾。これに対し、この立場は自国の平和にかかわってのみ論ぜられてきた従来の自衛権（論）中心の憲法（学）批判から、「国際の平和と安全」に日本がどうかかわってて行くべきかという「安全保障（論）」中心の「平和憲法」批判へと、改憲論を大きく重点移動させている点で際立った特徴がある。それは、これまでの「護憲派」・「改憲派」と異なる「第三の道」と自ら称する改憲論の立場である。

さて、上述のような「国際派」の憲法論の内容に立入ってみると、さしあたりその主な特徴を4点にわたって挙げることができる。

第一に、それは、冷戦後の湾岸戦争その他の種々の地域紛争への国連安保理

の行動を念頭に置いて構想されたプロスト・ガリ国連事務総長報告「平和への課題」に注目し、これに疑問を呈しつつも、基本的にこうした安保理を中心とした国連の動きに国連憲章の集団安全保障体制の理念と機能における胎動の方向を見出すものとなっている。

第二に、「基本的に」と断ったのは、これまでの国連安保理の憲章運用がそのまま承認されている訳でなく、一定の疑問が呈せられているからである。ここでは、従来の米ソを中心とする北側大国主導の安保理の行動への批判がなされ、そうした留保を付した上で本来あるべき国連の集団安全保障体制の理念の機能化（これは最終的には国連軍の編成により担保されるどころの「普遍的安全保障体制」と称される）を旨として国連改革の努力目標が掲げられる。例えば、武力制裁に特化しがちな集団安全保障機能の単なる強化ではなく、民生分野での努力と軍縮の確立が説かれる。しかし、固よりその主眼は、このような国連の「普遍的安全保障体制」の実効化に向けての日本の「得意分野」⁷⁾に特化しない国際責任を問題とするところに置かれている。

そこから、第三に、このような日本の国際責任を果す上での現在の「平和憲法」に関する積極・消極の評価が導かれる。「平和憲法」に対するこうした両極の評価は同根から異なる方向へと伸びる幹の如く寔にアンビバレントな性質のものとなっている。すなわち、それは、「現実主義者」に対する批判へと向かう場合には「平和憲法」の積極的评价となる一方で、「護憲派⁸⁾」に対する批判へと向かう場合にはその消極的评价となる性質のものである（それ故、このような両極評価は一面で便宜主義的な性質を帯びざるを得ないことに注意）。後述の「批判的検討」との関係でここで留意すべき点は、前者の積極的评价として、「平和憲法」を戦争違法化の歴史的潮流の一環と位置づけた上で、戦後の自己抑制的な軍事政策のなかに憲法の一自覚的でないが故に一客観的な「戦争責任代替機能」を認めていることなどである。後者の消極的评价については後に詳述する。このように、国連の「普遍的安全保障体制」の実現に向けて日本が国際責任を果す上で、これまでの「現実主義者」・「護憲派」とも各々問題があるとされる。

そこで第四に、従来の「伝統的な改憲論とも護憲論とも異なる」「第三の道」が提唱される。すなわち、「国際公共価値志向の憲法」を旨とする方向がそれである。「日本にとっての平和・安全」だけでなく「国際社会の平和と安全」に日本がどうかかわって行くべきかが問題だとして、日本の軍事力による武力行使（一定の武装組織は合憲との前提で）の可否につき、従来の自衛権論だけでなく、それが「国際公共価値」の実現を目的としたものか、国益追求のみを目的としたものかという新たな基準が強調される。この新たな基準から見た場合、そこでの憲法9条解釈は次のようなものとなる。第1項の戦争放棄・武力不行使につき、「国際の平和と安全」という「国際公共価値」の実現のための国連の制裁活動は、個別国家の「国権の発動たる」戦争・武力行使とは本質的に異なる。第2項も、個別国家の国益追求のための戦力保持を禁じたもので「国際公共価値」実現のための一定の実力組織の保持は禁じられていないとする。こうした「解釈改憲⁹⁾」の立場からは、現行憲法の「解釈の枠内」でも一自衛隊であれ「別組織」であれ—PKOや国連軍への参加も可能ということになる。のみならず、国際社会において経済大国として日本が国際責任を果たして行く上で、21世紀に向けた国家理念の転換の必要性に鑑み、敢えて「国際公共価値」理念を改憲を通じて明文化せよとの明文改憲論が説かれる。そして自らを、「絶対平和主義的護憲論」でもなく日米安保偏重の「現実主義者」の改憲論でもなく、「第三の道」としての「未来志向的・国際主義的改憲志向」と特徴づけるのである。

2 「国益派」の憲法論・改憲論¹⁰⁾

ここでいうポスト冷戦期の「国益派」は、鳩山一郎、岸信介に代表されるような戦前回帰的な復古的国家主義とか、60年代以降の高度経済成長期における「安保繁栄」論の戦後型の保守的経済主義とかをいうのではない。まして、戦前の天皇制下での「滅私奉公」型の「国益派」ではない。確かに、「わが国の繁栄」を「国益」と看做す点では、冷戦期の「安保繁栄」型を母班としてはい

るが、露骨な「国益」の強調よりも「国際貢献」ないし「国連中心主義」を前面に掲げるのを特徴とし、これが面期的なのである。かといって、「国際派」そのものであるかということ、そうではない。少しく注意して見て行くと、実は「国連中心主義」ではなく「国益中心主義」であることがわかる。そこでは「国際貢献」や「国連中心主義」それ自体が目的のではなく、あくまで「国益」という目的に従属して手段化されたそれにすぎず、それ故、そうしたシンボリックな標語は極めて便宜主義的なものであることが明らかとなろう。

A 小沢一郎『日本改造計画』¹¹⁾

「国益派」の改憲論のチャンピオンは小沢一郎（以下敬称略）である。彼は、湾岸戦争で日本の経済的繁栄にとって死活的地域である中東の安全が脅かされているのに、米国の要求する軍事的貢献に応えることができなかったのは「負」の遺産だという。現在の繁栄を維持したいと望むのなら「国際社会」の行動に協力すべきであり、そうすることが「国益」（＝「国民の利益」）である、と。以下、同著『日本改造計画』を小稿の問題関心に沿って読んでみよう。

「国際貢献」とは「国際社会」のためでもあるが実は日本が生き残るための活動でもある。「普通の国」とは安全保障面で「国際貢献」のコストを負担できる国のことである。冷戦下では米国が安全保障のコスト負担を肩代りしてきたが、東西対立の解消した冷戦後ではその理由が消滅した。「国益」＝「日本の繁栄」を守るため経済「超大国」に相応しい「ノープレス・オブリージュ」を果せ。しかし、それはあくまで「日米安保を基軸」にしてである。冷戦後、米国は「世界の警察官」から「国連重視」へと戦略転換した。米国との「共同歩調」こそが「国際貢献」である。そのためには受動的な「専守防衛戦略」から能動的な「平和創出戦略」へと転換し、国連の「平和強制部隊」（これは筆者の訳語、以下PEUと略す）（ガリ構想）や国連軍などへの参加ができるよう自衛隊を再編成すべきである（小沢は自衛隊「別組織」論を採る）。そして、それは現行憲法の解釈としても可能である。自衛隊を国連待機軍として国連に提供し、国連の指揮下で海外で活動させることは「国権の発動」ではないから

憲法上問題がない。それはむしろ、憲法前文の理念や9条の「正義と秩序を基調とする国際平和」を実践することになる。ただ、「国際環境への対応に関する明確な規定がない」のは問題なので、明文改憲を行なうか「平和安全保障基本法」を立法化するか二つの方法がある。何れの場合でも、国連指揮下で活動する国連待機軍の保有と、同軍の国連軍やP K Oなどへの参加を明文化する。国連が機能するよう国連強化に日本も積極的に参画すべきであるが、その際、米国が国連と一体となって活動することが前提条件である。米国が孤立主義に陥らないよう日本は米国に協力すべきである。「理想は、アメリカが徹頭徹尾国連とともに活動することである。そうなれば、日本はアメリカ重視政策と国連中心主義を矛盾なく両立させることができる。」

B 日本戦略研究センター¹²⁾『世界に生きる安全保障』¹³⁾

日本戦略研究センター（以下戦略研と略す）は同書の冒頭で「国際的安全保障に関する提言」（以下「提言」と略す）を掲げているが、そこでは小沢が避けた集団的自衛権への言及が直截に見られる。「提言」では「国際的安全保障活動」なる用語がキー・コンセプトとなっている。これは要するに、国連憲章上の集団安全保障、集団的自衛権、及び憲章上の位置づけが明確でないP K O・P K F、さらにはP E U、「多国籍軍」まで含まれる包括的概念として用いられている。「提言」はその冒頭で「国際的安全保障活動」への自衛隊の参加が「日本の生存と繁栄のための」不可欠の選択である断じ、それだけにその「国益」強調の姿勢は小沢と較べても一層露骨である。以下、「提言」の柱は5点にわたる。

- 1 「国際的安全保障」に協力することが「わが国の生存と繁栄」のためであるという国家理念の確立。「国家固有」の集団的自衛権行使は国際的義務であり、そのことが日米安保体制そのものの強化につながる¹⁴⁾。
- 2 そのための国内体制の確立。「憲法解釈の是正」一憲法も国連憲章（42条、51条）の趣旨に従って理解されるべきだ。集団的自衛権の保有は改定安保条約ですでに確認済み。集団的自衛権の行使が「わが国を防衛するための

必要最小限度の範囲」をつねに越えるという政府解釈は誤った解釈であるから是正せられるべきだ¹⁵⁾。自衛隊¹⁶⁾の「国際的安全保障活動」への参加形態については、42条型の国連軍、多国籍軍、P E U、P K F、集団的自衛権の行使などが是認される。自国防衛とともに「国際的安全保障活動」も自衛隊の基本任務とする（後の本文第3章180頁以下では自衛隊法改正への言及がある）。

3 わが国周辺での武力紛争では「国際的安全保障活動」と防衛とは「渾然一体」である。

4 日米安保体制の見直し。①集団的自衛権行使の双務体制の確立。②紛争発生時の米軍行動のフリーハンドを可能ならしめるため地位協定、事前協議制の見直し。③有事におけるホストネーション・サポート体制の整備。

5 国家の危機管理体制の整備。安全保障会議の活用。法律、政令、命令等の形式によるR O E（Rules of Engagement—交戦法規—筆者の訳語）の策定。

後の本文では分担の各執筆者により「提言」を補足する形で大体次のような見解が示されている¹⁷⁾。以下、憲法、日米安保条約の解釈にとり重要と思われる部分だけひろってみよう。憲法9条では「国際紛争を解決する手段」としての武力行使が禁止されているのであって、国連軍への参加、集団的自衛権の行使はこれに該らない。自衛隊の行動範囲として地域的限定はグローバルな国際的責務を果す上で適当でない（同書第1章54～57頁）。長期的には国連の集団安全保障への参加を旨すが、当面国連軍の実現は困難であるから国連機能の限界を見極めた上で、集団的自衛権・同盟関係の重要性の再認識も必要（第1章61～65頁）。多国籍軍への参加には集団的自衛権の容認が先決すべきだ。韓国の安全が日本の安全にとってもバイタルである以上、集団的自衛権は「伝家の宝刀」であるから、これの保有を「国際常識」に従ってオーソライズする必要がある。多国籍軍、P E U、国連軍等に参加するにしても「米国との緊密な連携を維持しつつ」行なわれるべきだ。今後、「国際社会の利益」と「国益」が乖離する可能性は少ないが、事態により「防衛力」を「公共財的」にでなく

「市場財的」に用いる必要がある（第4章219～228頁）。P K O協法力についてはP K F凍結解除は固より、武力紛争に対処できるよう「武器使用」規定を速かに改正すべきだ（第3章183頁）。

3 「国際派」と「国益派」―批判的検討

A 「国際公共価値」と「国益」―「普遍的安全保障」と「国際的安全保障」

「国際派」、「国益派」ともに冷戦終結後の世界の安全保障問題の中心が、核兵器をはじめとした脅滅の地域的拡散の方向や、南側諸国内での内戦、民族・宗教紛争及びテロなどに向かうと見ており、こうした転換期にある国際社会のなかで、日本も自国の平和だけでなく「国際の平和と安全」の維持・回復への積極的なコミットメントが求められるようになってきているとの認識では一致している。そうした意味において、殊に湾岸戦争における日本政府の対処の仕方や日本人一般の反応の仕方―「国際の平和と安全」に無関心な態度としての「一国平和主義」への焦燥、非難にも両者に共通の感情が見受けられる。

しかし、いうところの「国際（社会）」や「一国平和主義」の含意には両者の間に相当な隔りが存する。すなわち、「国益派」にとり、「国際」とはその中心に日米同盟関係が据えられており、そこから米国の行動への協力や米国の要求に応えることが「国益」に合致するという思考様式が導かれる。そこでは「国際社会」はつねに米国を中心に構成されたものとして観念され、そうした観念に結びつけられて「国益」が語られるのを特徴とする。これに対し、「国際派」によると、「危険なことには巻き込まれたくない」という国民的利己意識が国連の集団安全保障体制の理念の機能化に向けた日本の国際協力懈怠の結果を生んでいると見られる―そして、そのことが「平和憲法」についての消極的評価と結びつけられている。そこでは「国際社会」は途上国をも含む普遍的組織としての国連を中心に観念されており、また、そこでの「国際公共価値」とはこうした国連の集団安全保障体制の理念の機能化それ自体、もしくはこれを通じて実現される「国際の平和と安全」を内実とする価値の謂であろう。そして、

このようにして機能化されるべき普遍的組織としての国連の集団安全保障は「普遍的安全保障」と称される。こうした「国際派」の「普遍的安全保障」の立場からは、「国益派」に対し日米安保・集団的自衛権偏重や米国中心の西側社会への「過剰同化」への批判、さらには「国際貢献」を口実とする軍事大国化への警戒すら見られる。

一方、「国益派」のうち小沢一郎は日米同盟と国連との乖離が生ずることがないように、米国と国連との一体的行動を支えるための日本の協力体制づくりを米国貢献として説いていることから明らかなように、日米同盟緊密化の重要性を強調するにも拘わらず、殊更に集団的自衛権への言及を慎重に避けているように思われる。他方、戦略研の方は、「提言」でも明言されているように「国際的安全保障活動」のコンセプトの下に、予め集団安全保障、集団的自衛権、P E U、多国籍軍など全ての派兵形態において自衛隊の参加を可能ならしめるよう包括的な網を被せておいて、いかなる性質の武力紛争にも対処できるよう構想されている。しかし、これらの派兵形態はどれも等価のものとして並列されている訳でなく、なかでも集団的自衛権に特別のプライオリティが付与されている。それはおそらく、今後とも憲章42条型の国連軍実現が困難と見られる国際情勢の見通しの上に立脚しつつ、アジア・太平洋地域・殊に朝鮮半島有事に際し、中国の拒否権発動により国連安保理の制裁決議を欠く場合を具体的に想定してのことであろう。そうすると、事態により自衛隊が「公共財的」にでなく「市場財的」に使用されるというような「国連中心主義」なるものは極めて便宜主義的なものといわなければならない。しかも、戦略研によると、朝鮮半島での米軍展開支援のため、日米安保体制の見直しを前提とした日本側の集団的自衛保有・行使が「解釈改憲」を通じて可能だという¹⁸⁾。「国益派」のいう「国連中心主義」の内実は「日米安保中心主義」・「国益中心主義」であり、同様に「国際貢献」は「米国貢献」にほかならない。ここでは小沢の国民への世論対策を配慮した「政治の論理」よりも「軍の論理」の方が貫徹している。

B 憲法解釈と改憲論

上の戦略研の、集団的自衛権の行使が自国防衛のための必要最小限度の範囲内を越えるものでないとする憲法解釈は、従来政府解釈によってさえ承認されてこなかった集団的自衛権を正面突破しようとするもので、「国益派」のなかでも突出したものであろう¹⁹⁾。しかし、戦略研の「提言」は格別、こうした小沢一郎に代表されるような「国益派」の「国際貢献」論と「国際派」の「国際公共価値」論との前述のような「相当な隔り」にも拘わらず、双方の憲法解釈の内容と改憲論に対する態度において相当な接近を示し、また合致する部分すらあることが明らかになる。すなわち、小沢は、集団的自衛権への言及を注意深く避けながら、「自衛隊を国連待機軍として国連に提供し、海外の現地で活動させること」は憲法9条1項で禁ぜられた「国権の発動」たる戦争及び武力行使には該らないとの憲法解釈を示している。一方、「国際派」の憲法解釈の方も、憲法9条1項が禁止するのは、個別国家によって「国際紛争を解決する手段として」遂行される「国権の発動たる」戦争及び武力行使であって、これは、「国際平和の維持・回復という国際公共価値実現のための国連の指揮下に遂行される強制措置」—例えば、自衛隊とは「別組織」の国連軍やP E Uへの参加とは本質的に異なるというものである。こうした両者の憲法解釈は、仮令国連軍への参加であっても武力行使それ自体を承認してこなかった従来の政府解釈からいっても、これを変更する所謂「解釈改憲」となるもので、その内容において基本的に合致しているといえよう。また、一旦このような「解釈改憲」の方向を示しておきながら、所論の如く変更した解釈を正規の改正手続により成文化すべきことを主張する「明文改憲」論を採る点でも双方とも合致する。尤も、「解釈改憲」が可能であるとの判断を示しておきながら、何故なお「明文改憲」を目ざすのかは双方ともその論旨からは必ずしも明らかでないといわざるを得ない²⁰⁾。

ただ、「解釈改憲」にせよ「明文改憲」にせよ、そこには双方とも現行の「平和憲法」に対する消極的評価が存することは間違いなからうと思われる。そこ

で、次に、その政治的・政策的な当否は別にして、憲法解釈と改憲論に関し比較的詳細な理論的展開がなされている「国際派」の「平和憲法」に対する消極的評価につきやや仔細に立入って検討してみよう。蓋し、このような「国際派」の憲法論は、今後の改憲論の動向とも相俟って看過することのできない理論的内容を含むものと思われるからである。

その第一の特徴は、「平和憲法」批判が憲法学の「有力説」²¹⁾に向けられる点にある。憲法9条1項の戦争放棄つき、自衛、侵略とも一切の戦争を放棄したものと解釈する「有力説」に対し、「国際紛争を解決する手段として」の戦争に自衛戦争をも含ませて解釈するのは「あまりにも国際法上の用語を無視した解釈」であるとの批判がなされる。また、「有力説」がそうした解釈の論拠の一つに自衛戦争と侵略戦争との区別の困難なことを挙げている点をとらえて、これは自衛、侵略を区別する努力を放棄するもので、「国際社会全体の努力に水を差し、多くの明白な武力行使を事実上承認すること」になり妥当でないと説かれる。次に、第二の批判は「深瀬憲法学」に向けられる。論者は、国連憲章、日本国憲法をともに戦争違法化の歴史的潮流の一環をなす「同時代作品」と見、両者の理念と機能における「相互補完関係」を強調する見地に立つ。こうした見地からすると、9条1項の戦争放棄を、不戦条約成立を推進した戦争一般の「非合法化」思想の表明であると説明する深瀬説²²⁾は、国連憲章と日本国憲法との「哲学の違い」を理由にして両者の「相互補完関係」を軽視するものであると批判される。また、確かに制憲当時、憲法9条は絶対平和主義的に解釈されたが、それは当時の国民の「嫌戦感情」など「歴史的要因」に規定されたものであったとする。そして、第三の批判は「樋口憲法学」に向けられる。戦後、日本が「自己制約的な軍事政策」をとってきた背景には、9条による「戦争責任代替機能」の客観的な働き（反面、国民の主観的自覚の欠如）があったからだとしつつ、しかし、今後はこれまでのようにその役割を9条に負わせるべきでない²³⁾とした上で、「戦争責任を果さないうちは日本は国連軍への参加といった役割を担うべきでない」という樋口説²⁴⁾への疑問が呈せられる。何故なら、戦争責任は性質上「これで責任を果した」という際限のない

課題である以上、「国際公共活動」を実現しつつこれを果して行くほかないからである、と。

先ず第一の批判については、これまでも指摘されてきた通り、「有力説」が「国際紛争を解決する手段として」の戦争という文言に敢えて自衛、侵略を一区別しないのではなく一問わない一切の戦争放棄といった国際法上の用例を越える意味を含ませるのは、自衛戦争を口実に侵略戦争の犯罪を犯してきたこの国固有の過去の歴史上の誤りに対する反省の上に立つからであると²⁵⁾、さしあたりはこういうほかない。しかし、自衛と侵略の区別については、確かに、一般に軍事力の質と量的規模が敵対国のそれとの関係において相対化され、それが自衛目的のものか侵略目的のものかは客観的な区別が困難であるような場合が多いとしても、「有力説」が少なくとも、自衛権の存在自体を必ずしも否認している訳ではないところから見ても—その軍事力使用の具体的な場面たる戦争において、歴史上、論理上両者の客観的な区別を放棄しているとは思われない。ただ、憲法9条の解釈としては、国際法上の自衛権理解とは異なり、「武力による自衛権」を否認するという立場をとる（それ故、却って論者の批判とはむしろ逆に、武力行使を否認する立場を徹底することになると解される）。論理上は、侵略と自衛の客観的な区別の上に立って自衛権の存在を承認するが、それは自衛戦争—「武力による自衛権」を承認するものではなく、平和外交等の非軍事的な「武力によらない自衛権」に限るという解釈であろう。おそらく、論者の批判の前提には、自衛戦争から「区別」される侵略戦争に対する国連軍による軍事制裁（「国際公共活動」）を明文化する国連憲章と、「有力説」により侵略、自衛ともに一切の戦争を放棄したと解釈される非軍事的「平和憲法」とでは有効な「相互補完関係」に立つことが困難になるとの認識が存するのであろう。そこには、論者の、軍事制裁に担保されない経済制裁の実効性への不信の主張にも見られる通り、武力紛争の軍事的解決の有効性への信念と結びついた「正義の戦争」観がその根底に存するものと思われる。

この点、最近の一部の憲法学説では「有力説」を更に一步進めて、「国家固有の自衛権」それ自体を否認する傾向にあるとあってよい²⁶⁾。この「自衛権

否認説」によると、侵略、自衛に拘わらずどのような性格の戦争でも、生命、身体、財産及び精神の破壊を内実とする人権侵害であることにかわりがないとの認識から、一侵略、自衛の客観的な区別を認識した上で一敢えて自覚的に侵略戦争だけでなく自衛戦争をも含めた戦争一般による軍事的解決の有効性への不信を投げかけ²⁷⁾、こうした武力行使の可能性が絶えずつきまとう「国家の自衛権」に代えて、裁判上の人権としての「平和的生存権」が対置される。ここでは、侵略か自衛かといった戦争の性格を区別する努力の放棄や、そこからの逃避が見られる訳ではない。むしろ、例えば、米国の侵略戦争に対するヴェトナム民族解放戦争などの「正義の戦争」たる「自衛戦争」についても、その軍事的解決の有効性に対する批判的検証の試みが示唆されている²⁸⁾。したがって「自衛権否認説」からは、人権（平和的生存権）侵害の前には自衛や「正義」を抗弁とすることができず、侵略、自衛両者とも「差別」するいわれがないということが一層明確なものとなる。すなわち、「差別」されないのは、侵略、自衛の戦争の性格ではなく、そこから生ずる人権（平和的生存権）侵害の事実、それ故の戦争一般の軍事的解決能力への疑問においてであろう。

このような軍事力の有効性への信頼と結びついた正戦論の立場からの「絶対平和主義憲法学」に対する批判—そこから導かれる「平和憲法」に対する消極的評価は、戦争違法化論や戦争責任論においても貫徹される。しかも、この正戦論の現代における「再生」²⁹⁾はある種の「歴史主義」—「平和憲法」と雖も、冷戦終結や日本の経済大国化といった、半世紀前の制憲時とは全く異なる国際的、国内的な「歴史的要因」に規定され相対化されざるを得ないとともに、その時代要請に柔軟に応えるべきだとする「歴史（相対）主義」に導かれているのではあるまいか。いうまでもなく、この現代の正戦論は、近代の非差別戦争観以前の古典的正戦論が国際連盟規約や国連憲章などを通じてポスト冷戦時代において歴史的な「再生」を遂げたものである。こうした「歴史主義」に導かれた現代の正戦論においては、戦争の違法化も戦争責任も、戦争の性格により「区別」される「正義の戦争」観を基準に観念され、そこから侵略戦争は違法化され戦争責任を負うべきものと説かれると同時に、前者（戦争の違法化）は

歴史の此岸に閉じ込められ、後者（戦争責任）は歴史の彼岸に相対化されてしまう。このような「歴史主義」からは、戦争違法化を徹底させた「平和憲法」の、ヒロシマ・ナガサキの被爆体験を通じた「絶対平和主義」的解釈も、制憲当時の国民の「嫌戦感情」などの「歴史的要因」に規定されたものとして、普遍化されることがない。侵略戦争や被爆など戦争体験の固有の過去を背負った「平和憲法」の下での日本の戦争責任に対するサボタージュについても、欧米の戦勝諸国の戦争責任に対するそれとの比較において相対化され、過去の戦争責任を理由とした日本の「国際公共活動」責任に対するサボタージュは許されないという。同時に、こうした「国際派」による正戦論再生の主張の背景には、国際的には冷戦終結後の湾岸戦争をはじめとする地球レベルでの地域紛争の多発に由来する「国際の平和と安全」の維持・回復の要請、国内的には80年代以降の日本の経済大国化が惹起した国際社会での地位上昇に相応しい—これらの地域紛争の軍事的解決に向けた—「国際貢献」の要請といった時代要請に柔軟に対応すべきだとする歴史認識が存在しよう。ポスト冷戦時代の到来により国連の集団安全保障体制が一相当に矮曲化された形であるが一機能化し始めるとともに、経済大国に相応しい「国際公共価値」実現のための武力行使は「正義の戦争」に転化する。要するに、「平和憲法」の歴史的役割は終わったのだという歴史認識の下に、侵略戦争の戦争責任もヒロシマ・ナガサキの被爆体験も、冷戦終結と戦後50年の時間の流れとともに、その体験の固有性は相対化され、「平和憲法」の普遍化への「努力」はその時間の流れのなかで放棄される。これは、ポスト冷戦時代において現代的な正戦論（bellum justum）の「再生」を企図する国際法学の立場からの「平和憲法」への新たな挑戦にほかならない。

論者も言う通り、「憲法は現実と乖離しているから現実に合わせてべきだ」といった従来の改憲論の如き単純な「現実論」ではなく、一方で「平和憲法」の歴史的限界を説きつつ、他方でそれが故に歴史的役割を終えた—もはや戦争責任機能を負わせるべきでないところの—「平和憲法」を、「明文改憲」を通じて、国際社会の普遍的組織たる国連の「普遍的安全保障」の理念の方に合わせるべきだという複雑な「現実論」である。何故なら、固より憲章の理念は「国

際社会」の「現実」により常に矮曲化される危険性がつきまとうものと解されなければならないからである。それは、要するに、憲法の理念を「現実」に合わせるのではなく、国連憲章の理念という別の「理念」の方に合わせるべきだという議論である。「平和憲法」の方は「歴史主義」によって普遍化の「努力」が放棄され相対化されるのに対し、国連憲章の集団安全保障の方は「普遍的安全保障」と称して普遍化される。そして、それは、論者のいう「国際公共価値」が付与されたところの国連軍による「正義の戦争」を概念化したものにはかならない。ここからは、「正義の戦争」に、軍事的有効性のみならず、普遍的組織としての国連の「公共性」を媒介にして軍事的公共性の価値³⁰⁾をも付加しようとする思想が看取される。こうして「平和憲法」は歴史化・相対化されるのに対し、「正義の戦争」は「国際公共価値」(＝軍事的公共性)の下に普遍化・絶対化される・ポスト冷戦時代に「再生」されたこの現代の正戦は「合法性 (Legalität)」のみならず「正統性 (Legitimität)」の価値までも手に入れて普遍化されようとしているかに見える。

しかし、「国際派」には、このような正戦論によりかかった「安全保障論」はあっても、「正義の戦争」観に内在する軍事的有効性・公共性(論)への突きつめた検証に裏づけられた「平和主義」は見られない。蓋し、「国際公共価値」とは本来、軍事的有効性の思想を否認した「平和憲法」の精神を生かし、この国固有の侵略戦争の歴史的「経験³¹⁾」に根ざした戦争責任を果すことそれ自体を普遍化したものでなければならないからである。そして、もしそうであるならば—その上で念のためつけ加えておきたいのだが—「戦争責任を果すから武力行使を認めるべきだ」というのではなく、「戦争責任を果すからこそ武力行使を認めるべきでない」というのが平和主義を普遍化しようとする日本国憲法の規範的要請となろう。そのような憲法の「普遍的平和主義」は国連軍の「正義の戦争」によってでなく、まして「日米同盟軍の戦争」によってでもなく、まさに平和的生存権を通じて担保されるべきであろう。

〔結びにかえて〕

冷戦終結の歴史的激変のなかで、「国際派」も「国益派」も国際社会の抱える様々な困難—殊に武力による地域紛争の解決に向けた協力・貢献を説きつつも、「国益」を露骨に前面に出すことをしないのが普通の姿となっている。とりわけ「安全保障」に関しては両者ともに「一国平和」よりも「国際の平和と安全」を強調し、後者の維持・回復と相俟って前者も保障されるという。そして、この後者の維持・回復に対する経済大国に相応しい日本の「国際貢献」のあり方を問い質し、これに充分に対応し得ない「平和憲法」は時代遅れだとして—「解釈改憲」にせよ「明文改憲」にせよ—改憲論が主張される点でも両者は共通の立場にある。そこには、国連軍、自衛隊、「別組織」その何れであれ、武力紛争を解決するに際しての軍事的有効性（乃至公共性³²⁾）への信念において一本の太い紐帯で結ばれた「同盟関係」が存在するかの如くである。ただ、国連の「普遍的安全保障」・国連軍か、それとも「国際的安全保障」・日米安保体制・自衛隊かの安全保障政策上の重点の置き方に相違があるにすぎない（尤も、「国際派」はそれこそが原理上の決定的な違いであるというかもしれないが）。

しかし、湾岸戦争がそうであったように、当初の集团的自衛権に基づく「多国籍軍³³⁾」の「私的戦争」が米国絶対優位にある国連安保理による「武力行使容認決議」の権威を介して「公的制裁」に転化する³⁴⁾ようなポスト冷戦時代においては、「普遍的安全保障」—「国際公共価値」の憲法論・改憲論が国際と国内の「歴史的要因」に規定されて、便宜主義的な「国際的安全保障」—「国益」の憲法論・改憲論に転化することがないとはいえない。こうした冷戦終結後の「歴史」の場面では、「国際派」と「国益派」とは—それ故、各々の論者の念頭にある「国連（安保理）」と「日米安保体制」とは何れか一方が他方へと容易に転化し合う「相互補完関係」にあり（「国際派」の説く国連憲章と日本国憲法との「相互補完関係」でなく一念のため）、その境界は歴史的に相対化されるであろう。

「平和憲法」を歴史の時間の流れのなかで風化させてしまうのではなく、その平和的生存権を通じた普遍化への「努力」の方こそが「平和を愛する諸国民 (the peace - loving peoples)」(憲法前文)にとりバイタルではあるまいか。

(脚 註)

- 1) 読売新聞社の「読売憲法改正試案」(This is 読売, 1994年12月)、また、読売新聞社調査研究本部=編:憲法を考える—国際協調時代と憲法第9条(読売新聞社, 1993年)、読売新聞社編:憲法21世紀に向けて(読売新聞社, 1994年)。
- 2) 例えば、渡辺治「読売『憲法改正試案』の政治的意味とオルタナティブの道」:法学セミナー1995年1月号, 10頁以下、同:政治改革と憲法改正, 488頁以下(青木書店, 1994年)。
- 3) 後述の註22)、24)、25)、26)を参照。
- 4) 本稿で「国際派」の憲法論・改憲論の代表として取扱うのは、大沼保昭「『平和憲法』と集団安全保障—国際公共価値志向の憲法を目指して—(一)(二・完)」:国際法外交雑誌第92巻1号, 1頁以下, 同2号, 44頁以下(1993年)。以下同論文からの引用箇所頁数は特記のない限りいちいち挙げないことを予め断っておく。なお、樋口陽一「『改革』派的・『国際』派的改憲論と戦後憲法学:全国憲法研究会編:憲法問題, 5号, 7頁以下(1994年)は示唆に富む。
- 5) 戦後保守政治における改憲(論)史の詳細な研究につき、渡辺治:日本国憲法「改正」史(日本評論社, 1987年)。
- 6) 例えば、小林宏晨「自衛権と自衛力」:小嶋和司編:増刊ジュリスト憲法の争点, 37頁以下(有斐閣, 1979年)。また、改憲への直接の言及は見られないが、以下のように、国際法(国連憲章、日米安保条約)上の集団的自衛権を含めた自衛権の国際社会での「社会機能」を強調するのは、筒井若水「自衛権とは何か」:世界, 1994年1月号, 191頁以下。また、同:国連体制と自衛権, 95頁以下、就中119頁(東京大学出版会, 1992年)では、自衛権の「公的行為としての側面」にも注目している。筒井前掲論文200-201頁は、「憲法との関係でいわれる『違法な武力行使』は、一括して評価されるべきものではなく、国際社会(法)の『常識』にしたがえば、強制措置や自衛を含まない」とした上で、集団的自衛権を国内的に行使しないと決めることは自由であるが、「そのことが国際的義務を損なったり『非常識』と受けとめられ、国際社会のメンバーとしての資格を疑われる危険」があると指摘する。そうした集団的自衛権の「社会機能」の最近の例として湾岸戦争における「多国籍軍」の武力行使が挙げられる。すなわち、「『湾岸多国籍軍』についてみれば、集団的自衛権によって、決議(安保理一筆者)の出る前から作戦を展開しており、NATOの活動も、元来は集団的自衛権下で動くことを予定している」と

し、そこから「日米安保条約で、日本防衛とかかわりなく、在日米軍が極東条項の発動で出動し、それが国連決議を受けているとした場合に、これを支えることが日本にとって何よりの『国連協力』になる、という事態も、あらかじめ覚悟しておく必要がある」という憲法との関係で一括して評価されるべき「違法な武力行使」の事態についての予測が導かれる。

元来、個別国家の行動たる自衛権（集団的自衛権の場合、「集団行動」であるが故になおさら）の発動が「国連協力」すなわち「国際の平和と安全」の維持・回復に協力することになるとする論理は、筒井の場合、その独特の自衛権の「社会機能」論により説明される。ここでも「日本防衛とかかわりない」集団的自衛権の発動が国連安保理決議を介して「国連協力」になるというふうには、問題関心が「防衛」よりも「国際の平和と安全」へと重点移動を示している。ただ、後述のように大沼前掲論文では後者の維持・回復が集団安全保障の機能化により実現されると説くのにに対し、筒井の場合、自衛権、殊に集団的自衛権を中心に論じられるのが特徴である。筒井はおそらく、ポスト冷戦時代においてもなお国際秩序の一元的な集権化は困難であると見て、集団安全保障よりも集団的自衛権の国際社会での「社会機能」を重視する立場に立つのであろう。こうした筒井の集団的自衛権重視の立場に対し、大沼前掲論文（一）7頁によると、「自衛がいかなる社会的、公共的機能をはたしており、それが国際社会の構成員によっていかに評価されているかについての論証に乏しく、説得力を欠く」という。

なお、こうした冷戦後の安全保障の現状を踏まえた筒井の集団的自衛権の「社会機能」承認の立場は、「防衛」よりも「国連協力」、「国際の平和と安全」に親しむ点で、従来の国際法上の自衛権論からの「平和憲法」批判と異なるので、本稿でいう「国際派」—「最近の改憲を志向する一部の国際法学の立場」に含めて取扱ってもよいかもしれない。ただ、直接の改憲への言及がないので「改憲志向」とまでは特徴づけにくい点を考慮した。

- 7) 大沼前掲論文（二・完）66頁によると、日本が果すべき「国際公共的役割」の主たる分野は民生分野であり、且つそれが日本の「得意分野」であるという。それ故、日本がそうした「得意分野」にばかり特化するのには「虫がよすぎる」ので、苦手な軍事部門の「国際公共的役割」も果すべきである、と。これに対し、浦田一郎：現代の平和主義と立憲主義、75～77頁（日本評論社、1995年）は、国連憲章42条による軍事介入は行なうべきではなく、「文明社会として本来は、外交的、経済的働きかけが限度ではないか」と問題提起した上で、「軍事容認に基づく不始末の対処について、軍事容認の国が軍事放棄の国に参加を求めるのは、筋が通らない」という。なお、この点に関しさらに、大沼前掲論文（一）52～53頁、（二・完）60～61、66～67頁などには、軍事制裁に裏づけられない経済制裁の実効性を疑問視する指摘が見られる。
- 8) 後述の註22)、24)、25)、26)を参照。
- 9) 従来の政府解釈（1980年10月28日の鈴木内閣政府答弁書）では、「当該『国連軍』の目的・任務が武力行使を伴うものであれば、自衛隊がこれに参加することは憲法上許されない」

とするものであった。

- 10) その代表例として、小沢一郎：日本改造計画（講談社、1993年）のなかで示されている憲法解釈、改憲論が挙げられる。また、所謂小沢調査会答申案「国際社会における日本の役割—安全保障問題に関する提言」（1992年2月10日）も参照。なお、回答申案につき、渡辺治前掲書：政治改革と憲法改正，145頁以下。
- 11) 同著、就中33頁以下、102頁以下。ここでもいちいち引用箇所を挙げるので同書の参照を乞う。
- 12) 日本戦略研究センターとは、金丸信失脚後、小沢一郎が会長職を「相続」し、主に元自衛隊制服幹部で理事等の役員が構成されているところから（理事長は、憲法66条2項の文民規定に反して就任した元法相の永野茂門）、防衛庁の兵器購入に大きな力をもつ圧力団体でもあるといわれる（渡辺治前掲書：政治改革と憲法改正，491頁）。
- 13) 同書（原書房、1994年）。
- 14) 「提言」ではこの後さらに続けて、「国際的安全保障活動への参加は通商国家としてのわが国の国益を保護する面で不可欠の意義を持つ」とし、この点を後の本文（同書124頁）では、「日本から中東に至る石油ルートの安全確保はわが国の国益そのもの」であると断じるような露骨な生々しい記述が見られる。
- 15) 従来の政府解釈、例えば1981年5月29日稲葉誠一議員に対する政府答弁書によると、「憲法第9条の下において許容されている自衛権の行使は、わが国を防衛するため最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集团的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないと考えている」という。その他、1972年10月14日参議院決算委員会提出資料における政府見解、1983年4月1日参議院予算委員会での角田法制局長官答弁も同旨。
- 16) 「提言」では、「専門部隊」設置も考慮するが、「武力行使を回避できない場合がある」との認識から自衛隊の参加が基本であるとする（現行部隊指定方式）。この点、世論対策を優先して「別組織」を提案する小沢前掲書135-137頁とは異なる。
- 17) 以下の引用箇所の頁は、戦略研前掲書の分担執筆者にかかる本文からのものである。
- 18) 戦略研前掲書、例えば「提言」9頁等。
- 19) ほかに小田村四郎、「憲法と集团的自衛権」：防衛法研究，14号，9頁以下（1990年）も、憲法9条の解釈として集团的自衛権の保有と行使を承認して次のようにいう。「経済面だけにせよ、世界的大国としての地歩を築いた今日…『世界に貢献する日本』は、竹下内閣以来わが国最大の政治目標となっている。」集团的自衛権は、憲法上もその行使に何の制約もない、と（同論文21頁）。
- 20) 小沢の「解釈改憲」から「明文改憲」乃至「基本法方式」への方針転換につき渡辺治前掲書：政治改革と憲法改正，163頁以下。
- 21) 大沼前掲論文（一）17頁、25頁では「有力説」の代表例として宮沢俊義：（コンメンタール）日本国憲法，164～179頁（日本評論社，1955年）が挙げられている。
- 22) 深瀬忠一：戦争放棄と平和的生存権，206頁以下，また124頁以下（岩波書店，1987年）。

- 23) 大沼前掲論文（二・完）69頁。
- 24) 樋口陽一：もういちど憲法を読む，161頁以下，とりわけ171頁以下（岩波書店，1992年）。
- 25) 宮沢俊義（芦部信喜補訂）：全訂日本国憲法，161頁以下（日本評論社，1979年）、清宮四郎：憲法1，新版，110頁以下（有斐閣，1973年）他。また、樋口、佐藤（幸）、中村（睦）、浦部：注釈日本国憲法，168頁（樋口陽一執筆分）（青林書院新社，1984年）も参照。
- 26) その代表的なものとして、山内敏弘：平和憲法の理論，121頁以下，とりわけ217頁以下（日本評論社，1992年）。浦田一郎前掲書，139頁以下は、「立憲主義を重視する立場」から、自衛権という同じ言葉に別の意味を与えることは、勿論、論理的には可能であるが、その場合にはその実際上の必要性や妥当性を論証する必要がある」とした上で、「平和外交などの基礎づけに自衛権概念が必要であろうか」と従来の通説的な「武力によらない自衛権」論に対し疑問を呈する（同書146頁）。また、澤野義一『「自衛権」論の批判的検討』：大阪経済法科大学「法学研究所紀要」第18号，5頁以下（1994年）
- 27) 浦田一郎前掲書，70頁以下。
- 28) 同上79頁以下によると、反ファシズム戦争やヴェトナム民族解放戦争などの例を挙げて、「多くの『正義の戦争』とされてきた戦争において、戦争に必然的に伴う人権侵害が、『正義』の側によってもどのように行なわれてきたか、究明して行く必要がある」という。なお、横田力「最近の改憲構想と平和主義」：法の科学22号，111頁以下（1994年）も参考になる。
- 29) 樋口前掲論文「『改革』派的・『国際』派的改憲論と戦後憲法学」，14頁、及び樋口編：講座憲法学（第2巻）主権と国際社会，126頁以下（樋口執筆分）（日本評論社，1994年）は、古典的正戦の現代における「復活」といういい方をする。また、樋口前掲書：もういちど憲法を読む，161頁以下。
- 30) 軍事的公共性論はこれまで専ら、日米安保条約に基づく在日米軍基地の公害訴訟などの諸判決において、市民的権利に優越する自国防衛上の軍事的公共性として論じられてきた。例えば、厚木基地公害訴訟控訴審判決（東京高判昭61年4月4日判時1192号1頁以下）によると、「わが国の防衛の問題は、国家としての存立と安全にかかわると同時に世界におけるわが国の在り方とも密接に関連し極めて高度な公共性を帯びる事項である」（傍点筆者）という。本稿の問題関心からいうと、ここですでに、軍事的公共性が「わが国の防衛」とともに「世界」という国際性との関連において語られている点が注目されよう。なお、原野翹『「軍事的公共性」論の検討』：法律時報63巻11号，84頁以下（1991年）。
- 31) 樋口陽一・井上ひさし対談「日本国憲法は生きている」：世界1995年6月号，53頁によると、世代的な体験にばかりよりかかっていたのでは次の世代に継承することができない、「体験を経験にまで高めてはじめて継承されるのだ」（樋口発言）という。この点に関し、拙稿「転換期にある平和教育」（北海道合同教育研究推進委員会編：北海道の教育1994年版，389頁以下所収）のなかで、直接の戦争体験のない「戦争を知らない若者

たち」の世代に戦争責任を問う場合、「過去のもつ意味を現在に関連づけて…過去の戦争責任をこれまでの戦後政府がなおざりにしてきたことに対し、これを現在のわれわれの戦争責任としてあらためて問う作業が是非とも不可欠」だとした上で、その際「現在に至るまでそういう無責任な政府を選挙で選んできたのだという、主権者としての『戦後責任』を若い世代も分有することを」認識せしめる必要があり、そうした「戦争責任問題への国民の側からの主体的なアプローチが、これまで大学の憲法教育の現場で系統的な授業計画として配慮されたことすらあるのかどうか大いに疑問のあるところである」と指摘したことがある。

- 32) 尤も、「国益派」にとり軍事力が「公共財的」にばかりでなく「市場財的」にも使用される事態が想定されている（戦略研前掲書228頁）ところから見て、軍事的公共性への信念を共有するかは疑問なしとしない。しかし、前掲註30）厚木基地公害訴訟控訴審判決にも見られる通り、「わが国の防衛」それ自体に公共性を承認する見地からは、これをさらに一步進めて、国連による「公的権威」の援用ではなく国連憲章51条の援用により集団的自衛権の公共的価値乃至「社会機能」（筒井若水前掲書—前掲註6）参照）を認め得る余地もあろう。ただ、この場合、同じく軍事的公共性といっても、普遍的組織としての国連の介入の有無により、その内容が異なる点に注意を要する。
- 33) 「多国籍軍」の法的性格につき国際法学者の見解は複雑に分岐しており、これまでのところ国際法学上の定説はないようである。最上繁樹「湾岸戦争と国際法」：法学セミナー1991年3月号、14頁以下、田中忠「国連の平和維持活動と日本の参加・協力」：法学セミナー1991年11月号37頁、香西茂「イラクに対する軍事行動の限界はどこまでか」：法学セミナー1990年11月号、28頁以下、松井芳郎：湾岸戦争と国際連合、69頁以下（日本評論社、1993年）他多数。なお、大沼前掲論文（二・完）59頁は、湾岸戦争における「多国籍軍の行動を「半公共的（自衛と公的制裁の複合的）行為」と解しているようである。
- 34) この点につき、拙稿「平和主義と『国際貢献（論）』の現在」：上田勝美還暦記念・日本社会と憲法の現在、15頁以下、とりわけ16頁以下（晃洋書房、1995年）で、湾岸戦争をはじめとする地域紛争における「多国籍軍方式」の下で、集団的自衛権と集団安全保障との「ボーダーレス化」現象が生ずることにより、前者が国連安保理の権威を介して恰も後者の如き「公共的価値」の外見をまとうようになることを指摘した。

（1995年6月9日脱稿）

習 慣 相

橋 本 邦 彦

HABITUAL

Kunihiko Hashimoto

Abstract

Habitual aspect can be represented by using various tense or aspect forms in English, such as the present, the past, the progressive, the perfect, *used to*, *will* and *would*. Mongolian, unlike English, has fewer means to express habituality. The most typical means is the suffix ⟨-dag⁴⟩, which is added to a verb stem.

Many works have presented the following meanings about the suffix: 1) habitual action / event; 2) repetitive action / event; 3) durative action / event. However, the explanation cannot help stopping right in front of two problems. The first is that not all ⟨repetitive⟩ nor ⟨durative⟩ meanings entail ⟨habitual⟩. The second is that ⟨-dag⁴⟩ contains more meanings in it. We cannot approach the truth about the suffix unless the problems are solved.

The purpose of this paper is as follows:

- 1) To explicate multiple meanings of the suffix ⟨-dag⁴⟩ exhaustively.
- 2) To find out what semantic features function to relate the meanings to one another.
- 3) To construct a semantic network of the suffix taking into consideration the findings of 1) and 2).

The whole study will lead us to the clarification of habituality.

1. 序 論

英語では、習慣相(habitual aspect)は、色々なテンスやアスペクトで表すことができる。

- (1) a. Jim has to check the temperature every 12 hours.

[Quirk et al. 1985 : 145]

- b. Sam rode his bicycle on Fridays. [Smith 1991 : 86]

c. My son is always reading a book.

d. Bill was always working on his dissertation when I visited him.

[Declerck 1991 : 280]

e. The journal has been published every month since 1850.

[Quirk et al. 1985 : 192]

f. Whenever I've visited him, John has been reading a book.

g. Whenever I saw her, Mary had been knitting a sweater.

h. It will only rain here during the winter.

[Langacker 1991 : 280]

i. Every morning he would go for a long walk.

[Quirk et al. 1985 : 228]

j. There used to be a good restaurant in our village.

(1 a) は現在時制形、(1 b) は過去時制形、(1 c) は現在進行形、(1 e) は現在完了形、(1 f) は現在完了進行形、(1 g) は過去完了進行形、(1 h) は *will*、(1 i) は *would*、(1 j) は *used to* が、各々、習慣の意味を標示している。さらに、これらのテンスやアスペクト、及び両者の組合せに加えて、(1 a, b, c, e, i) では頻度の副詞(句)が、(1 d, f, g) では頻度の付加詞 (frequency adjuncts) が共起して、習慣の意味を補強している。

モンゴル語は、習慣を表すのに英語のような多様な手段を用いず、普通、動詞語幹に付加された習慣の接尾辞 <-dag⁴> がこの役割を果たす。¹⁾

<-dag⁴> の統語的特徴は3つにまとめられる。第1は、名詞と同じように格接尾辞や再帰所有接尾辞をとることができる。

(2)

	a. sar "moon"	b. av - "take" +- dag
主 格	sar	avdag
属 格	sariyn	avdgiyn
与 位 格	sard	avdagt
对 格	sariyg	avdgiyg
奪 格	saraas	avdgaas
具 格	saraar	avdgaar
共 同 格	sartay	avdagtay

(2 a) は純粋な名詞、(2 b) は動詞語幹に 〈-dag⁴〉の付加した形であるが、同一のパターンで格接尾辞が接辞している。(2) は 〈-dag⁴〉が名詞的性質をもっていることを示唆する。

第2は、限定的な形容詞 (attributive adjectives) と同様に、名詞句を修飾することができる。

(3) a. sayxan xün

beautiful person

"a beautiful person"

b. xelniy züyn aldaa ix xiideg xün

grammar - G mistake very do - HBT person

"a person who often makes mistakes on grammar"

(3) から、〈-dag⁴〉が形容詞的な性質をもっていることがわかる。

第3は、動詞として述語 (predicate) になる。

(4) a. Mongold salxi golduu baruun xoynoos salxildag.

Mongolia - D/L wind mainly west north - ABL blow - HBT

"In Mongolia the wind mainly blows from the northwest."

b. "Mal" - iyg yaponoor yuu gej xeldeg v?

cattle - ACC Japanese - INS what QUT say - HTB Q

"What is 'mal' called in Japanese?"

c. Dulmaa ene duug gadaa gergüy duulj baydag
 this song - ACC outside house - not sing - CNC be - HBT
 yum.

ASSRT

“Dulmaa does sing this song not only outside but also in her house.”

d. Xüüd törsön ex oron ni l xamgiyn sayxan
 person - D/L be born - PF motherland 3 P only the most wonderful
 sanagddag bayx.
 consider - PSSV - HBT INFR

“It seems to a person that a motherland where (s) he was born
 is considered to be the most wonderful.”

(4 a) で <-dag⁴> は、単独で文を終止させている。(4 b) では疑問小辞を従えている。疑問小辞は、必ず、述語の後、文末に現れる。(4 c) は断定助詞を伴っている。この助詞には文を終止させる働きがある。(4 d) は話者の推量のモダリティ要素 “bayx” をもつ文である。モダリティ要素は述語の直後の位置を占め、命題に対する話者の態度を表す。²⁾

(4) は、<-dag⁴> の動詞的性質を示している。

これら 3 つの特徴から、<-dag⁴> は統語的にかなり不確定な要素であることがわかる。そこで文法書は、<-dag⁴> を「形動詞 (Adjectival Verb)」とか「動名詞 (Verbal Noun)」とか「時制名詞 (tsagt ner, Temporal noun)」などと、様々な呼称を与えている。³⁾

いずれの呼称も、<-dag⁴> の性質のうち 2 つをカバーし 1 つをもらす結果になっている。但し、ラテン語文法では *nomen (noun)* が名詞と形容詞を併せた総称として用いられたという歴史的事実と、モンゴル語では名詞と形容詞はしばしば同じ統語上のふるまいをするという言語的事実とから、「名詞型動詞 (Nominal Verb, Noun - fashioned Verb)」接尾辞と呼ぶこともできるだろう。

さて、<-dag⁴> の意味であるが、従来の文法書は、多少の言い回しの違いはあるものの、次の 3 つをめぐって説明を施している。

(5) a. 習慣的な行為／事態

b. 反復的な行為／事態

c. 継続的な行為／事態⁴⁾

(6) a. Tsas xavar xayldag.

snow spring melt - HBT

“Snow melts in spring.” [Street 1962 : 207]

b. Ter bol miniy yavdag surguuli mōn.

that TOP 1sg. G go - HBT school ASSRT

“That is the school where I go.” [小沢 1986 : 94]

c. Miniy mongol nayz Ulaanbaatart suudag.

1sg. G Mongolian friend Ulan Bator - D/L live - HBT

“My Mongolian friend lives in Ulan Bator.” [Vietze 1978 : 82]

(6 a) は習慣的な事態、(6 b) は反復的な行為、(6 c) は継続的な事態を示す。

(5) の3つの意味は、(6) の文を観察する限りでは妥当であるように思われる。ところが、これには少なくとも2つの大きな問題点が見出される。

第1の問題点は、「反復」や「継続」の意味であっても習慣性の含意が全くない場合がある。

(7) a. Bi enx tayvniy tōlōō xōdōlgōōniy tuxay udaa daraa xelsen.

1sg. N peace - G for movement - G about many times speak - PF

“I talked about the movement for peace many times.”

b. Bid 6 - r sariyn negen boltol

1pl. N - Ordinal No. Mark month - G one become - TML

xicheelee xiyseer bayv.

lesson - RFL do - CNT be - PST

“We continued to take our lessons till the first of June.”

(7 a) は多回性標示の〈udaā daraā〉により、「話す」行為が過去時において繰り返されたことを表すが、習慣性の意味は帯びていない。(7 b) は、

終端点明示の〈6 - r sariyn negen boltol〉という句を伴って、過去のある時点から終端点に至るまで「授業を受ける」行為が継続したことは意味するが、やはり習慣性の含みはない。

(7) は、〈-dag⁴〉の意味を単に「反復」「継続」と呼ぶだけでは不十分であるということを教えてくれる。(6 b, c) には (7 a, b) と較べて、純粹な「反復」「継続」から区別できるような特有の意味特性が存在していると考えられる。そして、その特有の意味特性こそが〈-dag⁴〉の意味を正確にとらえるのに、本質的な役割を担っているのである。

試みに、特有の意味特性を「習慣性」だとして (5 b, c) をそれぞれ「習慣的反復」、「習慣的継続」と言い換えることができるかもしれない。しかしこれはラベルを貼り替えただけで実体そのものには少しも迫っていない。そもそも「習慣的」とは何かが明らかにされていないからである。「習慣性」の説得力ある説明は従来の記述研究では触れられていないのであるから、(5 a) の意味さえも、はなはだ心許ないということになる。

第2の問題点は、たくさんのデータに当たると、〈-dag⁴〉の意味は3つ以上あるということである。複数の意味の詳細については第2節で論じる予定である。いずれにしても、これまで識別されてきた意味では、いかにも目が粗すぎる。言語事実に即した意味の識別が必要である。⁵⁾

2つの問題点をはらむ以上、(5) を無条件で受け入れることは留保しなければならない。

本稿の目的と構成は、次のようになる。第2節で〈-dag⁴〉の複数の意味をできるだけ網羅的に洗い出していく。その際、主語や動詞のタイプなど、文を構成する他の要素との関わり合いを視野に入れる。第3節の結びでは、複数の意味を相互に関連づける意味特性の正体を突き止め、それを基に意味のネットワークを構築する。この作業を通して、「習慣相」と呼びなわされてきたものの本当の姿が明確になるはずである。

2. 〈-dag⁴〉の意味の諸相

〈-dag⁴〉の意味は、繰り返される行為／事態、状態、特性／習性、名付け、総称の5つに分類することができる。これらの意味は、さらに下位区分できるように思われる。以下で、個々の意味を詳しく見ていくことにしよう。

2. 1. 繰り返される行為／事態

〈-dag⁴〉は繰り返しを明示する頻度の副詞（句）としばしば共起する。

- (8) a. Bid angyaa ürgelj tseverledeg.
 1pl. N classroom - RFL always clean - HBT
 “We always clean our classroom.”
- b. Bid dandaa süütey tsay uudag.
 1pl. N all the time milk - CMT tea drink - HBT
 “We always drink tea with milk.”
- c. Xün Dorj bid xoyoriyg ix anduurdag yum.
 person 1pl. N two - ACC often make a mistake - HBT ASSRT
 “You know, everyone often mistakes me for Dorj.”

(8 a) には 〈ürgelj〉、(8 b) には 〈dandaa〉、(8 c) には 〈ix〉 という頻度の副詞があり、動詞の行為を修飾している。行為の具体的な回数は分からないが、かなりの頻度であることは読み取れる。行為／事態の起こる頻度は、濃密でなくてもよい。

- (9) a. Bi xaayaa Ulaanbaatar xotiyn nomiyn sand ochij nom
 1sg. N sometimes Ulan Bator city - G library - D/L go - CNC book
 unshdag.
 read - HBT
 “I sometimes go to the Ulan Bator City Library and read a
 book (there).”

- b. Bi ööröö gants neg shüleg zoxyool bichdeg.
 1sg. N self - RFL sometimes poem work write - HBT
 “I myself sometimes write poems.”
- c. Bid geriyn daalgavraa golduu gertee xiydeg.
 1pl. N homework - RFL mainly house - D/L do - HBT
 “We mainly do our homework at our house.”
- d. Egch zarimdaa ödriyn eeljind, zarimdaa shöniyn
 elder sister sometimes day - G shift - D/L sometimes night - G
 eeljind yavdag.
 shift - D/L go - HBT
 “Sometimes my elder sister goes to work for a day shift and
 sometimes she goes to work for a night shift.”

(9) の各文の副詞 〈xaayaa〉、〈gants neg〉、〈golduu〉、〈zarimdaa〉は、頻度の回数という点では(8)より劣るかもしれないが、「読む」、「書く」、「宿題をする」、「働きに行く」行為は、ある一定の間隔をおいて繰り返されると解釈できるのである。

行為／事態の繰り返しは、副詞節の存在によっても保証される。

- (10) a. Bagshiyg irexed bid angidaa orood susan
 teacher - ACC come - TM 1pl. N classroom - D/L - RFL enter - SPR sit - PF
 baydag.
 be - HBT
 “Whenever the teacher comes, we already enter the classroom
 and take seats.”
- b. Bid övöl bolj xüytrexleer dulaan xuvtssaa
 1pl. N winter become - CNC get cold - SMLT warm clothes - RFL
 ömsdög.
 wear - HBT
 “As soon as it gets cold in winter, we wear our warm

clothes.”

- c. Tenger sayxan bol bi surguulid alxaad irdeg.
 weather beautiful CND 1sg. N school - D/L walk - SPR come - HBT
 “If the weather is good, I usually walk to school.”

副詞節は行為／事態を引き起こす条件を提示する。その条件の満たされる時にはいつでも決まった行為／事態が生じるというのである。但し、副詞節の条件の成立時期は、予測はできても不定であるから、定期的な繰り返しというよりは規則的な繰り返しと言った方がよいだろう。

行為／事態の繰り返しの時が指定される場合にも 〈-dag⁴〉を用いることができる。

- (11) a. Bi ödör бүр zurag zurdag.
 1sg. N every day picture draw - HBT
 “I draw a picture every day.”
- b. Bid negdex, xoyordaxi, guravdaxi, dörövdöx, tavdaxi, xagas
 1pl. N Monday Tuesday Wednesday Thursday Friday
 sayn ödör ajillaj, бүтөн sayн ödör амардаг.
 Saturday work - CNC Sunday rest - HBT
 “We work on Monday, Tuesday, Wednesday, Thursday, Friday and Saturday, and have a day off on Sunday.”
- c. Bid амралтийн орой кино, жүжиг, бүжигт явдаг.
 1sg. N holiday - G evening movie play ballet - D/L go - HBT
 “We go to see a movie, a play and a ballet every holiday’s evening.”
- d. Ix delgүүр öglöö 7 tsagt neegddeг.
 department store morning time - D/L open - PSSV - HBT
 “The department store is opened at 7 a. m.”

(11 a) は「絵を描く」行為が毎日繰り返されることを示す。(11 b) は「仕事をする」ことが月曜日から土曜日にかけて、「休む」ことが日曜日に割り当

てられていることを述べている。この割当ては、毎週繰り返されると考えてよい。(11 c) は休日の夜毎の楽しみについて語る。休日が何月の何日と特定される必要はない。休日の夜という条件が満たされさえすれば、観劇にでかける行為は発動されるのである。(11 d) ではデパートの開店時間が告げられている。7時開店という事態は、定休日以外には繰り返されているはずである。

(11) の文は、行為／事態の繰り返しが一定の間隔をおいて、しかも定期的にかかることを表すのである。

行為／事態の定期的繰り返しは交通手段の運行の表現において顕著である。

(12) a. Ulaanbaatar Saynshandiyn gart tereg ödör бүр өглөөнй 11

Ulan Bator Sainshand - G train every day morning

tsagt Ulaanbaataraas garch oroyn 11 tsagt Sayn -

time - D/L Ulan Bator - ABL leave - CNC evening time - D/L Sain -

shandad xürdeg.

shand - D/L arrive - HBT

"The Ulan Bator - Sainshand train leaves Ulan Bator at 11 a. m.
and arrives at Sainshand at 11 p. m. every day."

b. Shuudang aymgiyn töv, ter chi baytugay sumiyn

mail - ACC province - G center not only but also district - G

tövd ongotsoor xürgedeg.

center - D/L airplane - INS send - HBT

"(They) send mail by plane not only to the center of a
province but also to the center of a district."

この種の文にも、(12) に見るように、〈-dag⁴〉が使われている。

行為／事態の繰り返しの規則性並びに定期性が日常化すると、それが対象に備わった性質や機能として解釈されるようになる。

(13) a. Xoniniy noosiyg üyldvert bolovsruuldag.

wool - ACC factory - D/L manufacture-HBT

"They manufacture wool at the factory."

b. Tseverlesen noosoor nexmeliyn üyldvert yanz büriyn
refine - PF wool - INS textile - G factory - D/L various - G
daavuu nexdeg.

cloth knit - HBT

“They knit various kinds of cloth with refined wool at the
textile factory.”

c. Xivsnii üyldveriyn бүтээгдхүүнийг гadaadad
clothes - G factory - G product - ACC foreign country - D/L
gargadag.

export - HBT

“They export products of the clothing factory to foreign countries.”

日常の業務の中で、「羊毛が製造される」こと、「種々の布が織られる」こと、「製品が海外に輸出される」ことが述べられている。これらの行為は、定期的
に繰り返されるばかりか、行為自体の継続にも幅がある。

日常化した行為／事態は、一様で均質な繰り返しを呈示するから、視点を近づければ、個々の行為／事態を認めることができるが、視点を遠ざけていくと
静態的な連続体としてとらえられるようになる。

(14) a. Minii düü Tsetserleg xot daxi bagshiyn surguu -
1sg. G younger brother city in teacher - G school -
lid surdag.

D/L study - HBT

“My younger brother studies at the teacher’s college in
Tsetserleg.”

b. Minii egch xivsnii üyldvert ajilladag.
1sg. G elder sister rug - G factory - D/L work - HBT

“My elder sister works for the rug factory.”

c. Bid biye biyedee yamagt tusalj baydag.
1pl. N each other always help - CNC be - HBT

“We're always helping each other.”

(14 a) の「師範学校で学ぶ」こと、(14 b) の「絨毯工場で働く」ことは、過去のある時点から現在時を越えて一定の間隔をおきながら繰り返される行為である。行為の個別性ではなく、間隔を含めた繰り返される行為全体に焦点が当てられている。この行為の状態の把握は、(14 c) では文法形式として実現している。モンゴル語では、接合副動詞接尾辞〈-j〉と状態／存在の助動詞〈bay-〉の結合形は、行為／事態の状態を表す典型的な文法形式だからである。

(8) から (14) の観察から、繰り返しの意味の様相を図示すると、次のようになる。

(15) ← more dynamic more static →
 頻度の繰り返し〉 規則的／定期的繰り返し〉 性質・機能／連続体

〈-dag⁴〉の意味が、継続を前提にした繰り返しであるとする、(5 b) と (5 c) の主張と結局同じではないかという疑問が生じる。けれども、ここで着目すべきなのは、繰り返しと継続の量なのである。

行為／事態の繰り返しは、2回や3回であってはならない。具体的な回数は任意であってもよいが、過去時においても未来時においても、ある程度の頻度数が必要である。

(16) a. * Bid angyaa 2 udaa tseverledeg.

1pl. N classroom - RFL time clean - HBT

“We clean our classroom twice.”

b. * Bid xeden udaa sūūtey tsay uudag.

1pl. N just a few time milk - CMT tea drink - HBT

“We drink tea with milk just a few times.”

(16) の不適切さは、頻度の副詞句と〈-dag⁴〉との意味の不整合さに帰着すると考えられる。

行為／事態の継続に対する焦点の当て方にも〈-dag⁴〉特有の意味合いがあ

る。

- (17) a. Bat odoo radio sonsoj bayna.
 now listen - CNC be - PRS

“Bat is listening to the radio now.”

- b. * Bat odoo radio sonsdog.

listen - HBT

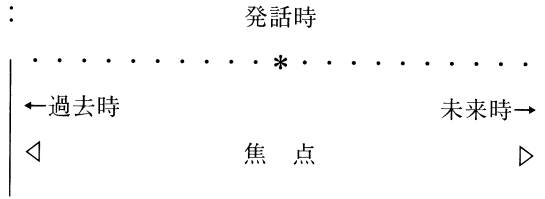
モンゴル語の〈-j + bay-〉形には確かに複数の意味があるが、その基本的な意味特性としては、【継続性】を抽出することができると考えられる。【継続性】のプロトタイプの発現形は、進行相ということになる。Declerck (1991: 121) は、進行相の意味は「話者が状況の真ん中を指示する (the speaker refers to the middle of a situation)」ことであると説明している。したがって、(17 a) に見るように、発話時指示の副詞〈odoo〉と〈-j + bay-〉形は共起可能なのである。

他方、習慣相の意味は、Comrie (1985: 40) や Smith (1991: 41) などで行われているように、1つの時点を示すのではなく、大きな時間の断片を含み込んだ均質で不定の期間を示すと理解することができる。つまり、習慣相は、過去時、発話時、それに未来時をも併せた時間の広がりとその中で継起する行為／事態全体を射程に入れるのである。この意味特性のゆえに、(17 b) に見るように、〈odoo〉と〈-dag⁴〉は共存し得ないのである。〈-j + bay-〉形に代表される進行相と〈-dag⁴〉の習慣相の指示の違いを図示すると、次のようになる。

(18) 進行相：



習慣相：



2. 2. 状 態 的

状態は、不特定の期間に渡って、行為／事態が変化を被らずに持続する様をいう。状態的な意味特性は、2. 1 節でも認められた。本節では、それが典型的な形で具現化された例を見ていくことにする。

(19) a. Ene üyldvert 1500 orchim xün ajilladag.

this factory - D/L about person work - HBT

“There are about 1500 employees in this factory.”

b. Dulmaa öglöö chi nom unshij suudag, üdesh chi

morning also book read - CNC continue afternoon also

nom unshij suudag.

book read - CNC continue - HBT

“Dulmaa always continues to read a book in the morning as well as in the afternoon.”

(19) は (14) で言及したような行為／事態の連続体と同じ路線にあるものと判断することができる。例えば、「働く」という行為が1つの個体〈mini egch〉に帰属する (14 b) に対し、(19 a) では、同じ行為がおおよそ1500名

の労働者にくまなく配分されるという事実だけが、両者を分ける唯一の相違である。同一行為の複数の個体への帰属は、個別性から集合性への認知の視点の移行を含意し、それに応じて、状態性の度合いも強まると思われる。

(19 b) は進行的行為を丸ごと 〈-dag⁴〉 で包み込んだ例である。幾分かの中断はあるにしても、午前も午後も継続する行為は、最大公約数的に見て状態とみなして差しつかえないのである。

不定の期間に渡って事態の持続が保証されたとしたら、それは存在の様態を表すと解釈することができる。

(20) a. Baraanii delgüürt belen xuvtsas, xünsiyn delgüürt
 department store - D/L ready - made clothes grocery store - D/L
 talx, max gardag.

bread meat appear - HBT

“They sell ready - made clothes at the department store, and
 they sell bread and meat at the grocery store.”

b. Ulaanbaatar xotiyn urduur Tuul gol ursdag.

Ulan Bator city - G on the south river flow - HBT

“Tuul River flows through the south of Ulan Bator.”

c. Töv aymag xürex zam Bogd uuliy baruugaar
 province get to - NPS road mountain - G west - INS

öngördög.

pass - HBT

“The road leading to Töv Province runs through the west of
 Mt. Bogd.”

d. Miniy бага xüü Tsetserleg xotod suudag.

1sg. G the youngest son city - D/L live - HBT

“My youngest son lives in Tsetserleg.”

e. Manay ex oron Mongol Uls bol Azi tiviyn barag

1pl. G motherland Mongolia TOP Asia continent - G approximate

tövd orshdog.
center - D/L be located - HBT

“Our motherland Mongolia is located in the approximate
middle of the Asia continent.”

(20 a) は商品が店頭に出ていることを記している。行為者の指定はなく商品の出現の状態にだけ焦点が置かれている。(20 b) は「トーラ川がウランバートルの南側を流れている」事実を述べている。水は絶えず動いて行くにせよ、川の存在自体は不変である。(20 c) も (20 b) と同様の読みが可能である。

(20 d) では、「ツェツェルレグ市に住む」事態が発話時をはさんで過去時から未来時へと拡がっていることを含意している。特定の場所に生活の基盤をおくことは、存在の様態の持続の一つである。(20 e) は、空間内でのモンゴル国の位置の特定化である。地理上、モンゴル国は「アジア大陸のほぼ中央に」存在するのである。

(20) で用いられた動詞の意味は多様であっても、それらが存在の様態を表す点では一致している。存在の様態は、状態の下位類を構成する。

⟨-dag⁴⟩ が存在そのものと結びつく場合がある。

(21) a. Nomiyn 1 - r delgüür ix delgüüriyn xajuud baydag.

book - G first store department store - G near be - HBT

“The first book store is near the department store.”

b. Avtobusniy buudal shuudand baydag.

bus - G station post office - D/L be - HBT

“The bus station is at the post office.”

c. Zasgiyn gazriyn ordon Süxbaatariyn talbayn xoyd tald

government - G palace Sukhbator - G square - G north side - D/L

baydag.

be - HBT

“The government house is on the north side of Sukhbator
Square.”

上記の文は、主語の建物が述語の場所との関係からどこに存在するかを示している。〈-dag⁴〉は存在の動詞〈bay-〉に接辞している。

モンゴル語の存在文は、〈biy“is, are, exist”〉でも表される。

(22) a. Ulaanbaart olon nomiyn san biy.

Ulan Bator - D/L many library exist

“There are many libraries in Ulan Bator.”

b. Miniy suudag xotod olon sayxan tsetserleg biy.

1sg. G live - HBT city - D/L many beautiful park exist

“There are many beautiful parks in the town where I live.”

(22) の文は、英語の there 構文にほぼ対応する。小沢 (1986 : 44) は、〈biy〉と〈bay-〉の使い分けの原則として、「あるものが、ある場所、地域、空間等に“存在する”場合は biy を使い、あるものが、その所有者自体に“存在する”場合は bayna を用いる」と説明している。⁶⁾

しかしながら、(21) の各文も、(22) と同じく、「場所、地域、空間等」における存在を表しているように思われる。〈-dag⁴〉に存在の状態という意味特性があるとするなら、〈baydag〉全体で〈biy〉と等価の意味を示すと言えるのではないだろうか。

叙述的形容詞 (predicative adjectives) と一緒に述語を形成するコピュラの〈bay-〉に〈-dag⁴〉が付加することがある。

(23) a. Dorj bid xoyor ix sayn baydag yum.

1pl. N two very well be - HBT ASSRT

“Dorj and I are very good friends.”

b. Ene xotod ürgelj dulaaxan baydag.

this city - D/L always warm - very be - HBT

“It’s always very warm in this city.”

c. Gobi nutag usaar xovor baydag.

region water - INS rare be - HBT

“There is little water in the Gobi region.”

叙述的形容詞述語が主語の状態を表すことは、周知の事実である。

コンピュータの〈baydag〉は、名詞的述語にも現れる。

(24) A: Manayd zochin irex yostoy.

1pl. D/L guest come - NPS should

“A guest should come to us.”

B: Yamar zochin?

what guest

“Who is he? (lit. What guest is he?)”

A: Miniy aavtay xamt bayldaj yavsan neg anchin

1sg. G father - CMT together fight - CNC go - PF one hunter

övgön baydag yum.

old man be - HBT ASSRT

“He is an old man who went to fight (against the enemy)

together with my father.”

「家に来る客はどんな客か」の問いへの応答で〈baydag〉が用いられている。「父と共に戦争に行った老人」であることが何度も繰り返されているわけではない。〈baydag〉を含む述語名詞句全体が、叙述的な属性として主語（応答では差し押さえられて、ゼロ代名詞として実現し、談話コンテキストから認定される）に帰属されるのである。

〈-dag⁴〉は知覚動詞や認識動詞に付いて、心的な状態を記述する。

(25) a. Lenin zurag deeree xar üstey, tom biyetey, zaluuvtar

picture on - RFL black hair - CMT big body - CMT young - DMN

xün shig xaragddag.

person like see - PSSV - HBT

“Lenin, generally, looks like a dark - haired, big and younger

man on his pictures.”

b. Etseg exiy ni chi sayn tanidag.

father mother - ACC 3 P even well be familiar with

習慣相

“ (I’m) very familiar with even his / her parents.”

c. Bat injener bolyoo gej boddog.
engineer become - OPT QUT think - HBT

“Bat thinks to become an engineer.”

(25 a) では、知覚動詞 〈xar-〉の受け身形に 〈-dag⁴〉が接辞している。

(25 b, c) では、認識動詞 〈tani-〉と 〈bod-〉が、この接尾辞を引き寄せている。「見える」こと、「親しい」こと、「考えている」ことは、不定の期間持続する状態として捉えることができる。

以上の観察から、状態の内部にも、より動的なものと、より静的なものがあることがわかる。図示すると、次のようになる。

(26) more dynamic more static



一様な行為／事態の) 知覚、認識) 存在の様態、存在、叙述的
継続的連続体 形容詞／名詞述語

2. 3. 特性／習性

特性／習性は、内在的にせよ外在的にせよ、対象が身につけている特徴、性質、能力等で、一定の状況や条件の下で顕在化することを前提とする。

〈-dag⁴〉が行為動詞に付加して、対象の能力や性質を表す場合がある。

(27) a. Ene üyldveriynxen ix sayn ajilladag.
this factory - G - POSS very well work - HBT

“The employees of this factory work very well.”

b. Miniy nayz tsanaar nadaas sayn gulgadag.

1sg. G friend ski - INS 1sg. ABL well slide - HBT

“My friend skies better than I.”

c. Ene xün zurag sayxan zurdag.

this person picture beautifully draw - HBT

"This person draws a picture beautifully."

(27 a) は「よく働く」ことが工場の従業員の特質になっていることを記述する。(27 b) は友人と私とのスキーの能力を比較し、スキーを滑る時はいつでも友人の方がすぐれていることを示す。(27 c) は、絵を描く能力の卓越さを主語に帰する文である。これらの特質や能力は、動詞の行為が実践される時にはいつでも具現するのである。

主語の能力が直截的に表される場合がある。

(28) a. Bi frantsaar l yaridag.

1sg. N French - INS only speak - HTB

"I speak only French."

b. Bi ogt uudaggüy shüü.

1sg. N at all drink - HBT - not CNFM

"I don't drink at all, you know."

c. Bi böx üzex durtay bolovch ööröö bol

1sg. N wrestling see - NPS be fond of although self - RFL TOP

barildaj chaddaggüy.

wrestle - CNC can - HBT - not

"Although I like watching wrestling, I myself can't wrestle."

(28 a) は「フランス語を話す」能力があることを述べている。状況さえ整えば、フランス語を話すのである。(28 b, c) は、〈-dag⁴〉が否定辞〈-güy〉を率いている。これは、能力の欠如を表示する。「酒を飲む」、「すもうをとる」条件が与えられると、常に、欠如の状態としての能力が顕在化するのである。

〈-dag⁴〉は、対象が本来もっている固有の特性を叙述する文に現れることができる。

(29) a. Mön yumiyg xaritsuulaxad, garaxiyn tiyn yalgal

given thing - ACC compare with - TM ablative

xeregledeg.

use - HBT

“When comparing given things with each other, they use ablative.”

- b. Üyldexiyn tiyn yalgald bayгаа зарим үг үйлийн орших
 instrumental - D/L be - IMPF a few word action - G exist - NPS
 orniyg заахаас гадна болох orniyg
 place - ACC indicate - ABL besides occur - NPS place - ACC
 заадгийг bid үзsen.
 indicate - HBT - ACC 1pl. N see - PF

“In addition to the fact that a few words taking an instrumental case indicate a place where an action exists, we know that they indicate a place where it occurs.”

- c. Bolzox xelbert өгүүлber “xerev” gedeg болоzox үгеер
 conditional form sentence if called conditional word - INS
 exlex ni xaayaa baydag.
 begin - NPS 3 P sometimes be - HBT

“There is sometimes a case in which a conditional sentence begins with the conditional word ‘xerev’.”

(29 a, b) は、奪格と具格の意味上の性質を各々叙述し、(29 c) は条件語の使用状況を伝えている。比較構文、行為文、条件文という環境が整いさえすれば、それぞれの対象の内在的な性質は具現するのである。

〈-dag⁴〉は心理動詞と一緒にあって、心的な状態を表すことができる。

- (30) Ter amitan, xūnees aydag.

that animal person - ABL be afraid - HBT

“That animal is afraid of a man.”

「恐れる」感情は繰り返して生じる行為でも一時的に出現する事態でもない。むしろ、心奥に潜行する持続的な状態であって、誰か人に遭遇するといった事態に直面する度に、浮かび上がってくるのである。

状態性の顕在化が一定期間観察されるような場合にも、〈-dag⁴〉を用いる


ことができる。

(31) a. Ene uuland golduu navchit mod urgadag.
 this mountain - D/L mainly deciduous tree grow - HBT
 “In this mountain deciduous trees mainly grow.”

b. Ene nutagt övöl ix xüyten, zun ix xaluun boldog.
 this area - D/L winter very cold summer very hot become -
HBT
 “In this area it gets very cold in winter and it gets very
 hot in summer.”

木の成長は、おそらく、年間を通して観察される事態であろう。寒さや暑さは、冬期と夏期という一定の期間に継続する状態と見なすことができる。

(27) ~ (31) の文から、特性／習性の〈-dag⁴〉にも、より動的なものからより静的なものへと段階性のあることがわかる。図示すると、次のようになる。

(32) more dynamic more static

 対象の能力／性質 > 固有の特性 > 心的状態 > 一定期間継続する事態

2. 4. 名 付 け

言述の動詞〈ge-〉“say, speak, call, name”に〈-dag⁴〉が付くと、「名付け」と呼んでよいような機能を発揮する。

(33) a. Ene xüniyg Dorj gedeg.
 this person - ACC call - HBT
 “This man is called Dorj.”

b. Ulaanbaatariyn xoyd taliyn uuliyg Chingeltey baruun
 Ulan Bator - G north side - G mountain - ACC west

taliyn uuliyg Songino xayrxan gedeg.
 side - G mountain - ACC sacred mountain call-HBT
 “The mountain on the north side of Ulan Bator is called
 Chingeltey, and the mountain on its west side is called
 Sacred Mt. Songino.”

c. Bi 《Temtse》 gedeg duuryaas öör jujig üzeegүй.
 1sg. N struggle call - HBT ballet - ABL other play see - IMPF - not
 “I haven’t seen any plays except the ballet named *Struggle*.”

d. Xen? yuu? ali? yamar? gedeg asuux üg orson
 who what which how call - HBT ask - NPS word enter - PF
 ögүүлber zoxyoo.

sentence compose

“Write sentences containing the question words such as *who?*
what? which? how?.”

e. Iym oroy bolson xoyno tüüntey uulzana gedeg sanash -
 such late become - PF after 3sg. CMT meet - PRS call - HBT unthink-
 güy xereg.

able thing

“It is unthinkable that (you) say that (you) meet him this
 late.”

(33 a, b) は、特定の指示対象に名前を付与する典型的な名付けの文である。(33 c) はバレエの題名の引き当て、(33 d) は疑問詞の指名を行っている。(33 e) は間接語法を導く面白い形であるが、引用文全体が「考えられないこと」と等価の形で対応している。

名付けは、〈ge-〉以外の動詞でも観察される。

(34) Maria Xaristos gej nerlegddeg Yesusiyg törjee.

Mary Christ QUT name - PSSV - HBT Jusus - ACC give birth to - PST

“Mary gave birth to Jesus called Christ.” [Matthew 1:16]

2. 5. 総称的な行為／事態

Declerck (1991 : 281) は、総称文を “sentences that predicate some typical characteristic of either a kind or an individual” と定義し、〈繰り返し (repetition)〉、〈状態 (state)〉、〈無時間的 (omnitemporal)〉の3つの意味特性を用いて、4つのタイプの文を割り出している。

(37) a. The sun rises in the east.

▷ [+ state, + repetition, + omnitemporal]

b. My dog chases cars.

▷ [+ state, + repetition, -omnitemporal]

c. Two and two is four.

▷ [+ state, -repetition, + omnitemporal]

d. John can speak English.

▷ [+ state, -repetition, -omnitemporal]

けれども、(37 b) と (37 d) は、総称的であるというよりは個別的であり、第2. 3節で展開された〈特性／習性〉に分類されるべきものである。総称文においては、定義中の「個体 (an individual)」や意味特性の [-omnitemporal] は、そぐわない概念である。⁷⁾

不定の期間が過去時から発話時を経由して未来時へと果てし無く延びていくと、恒常性の極みに到り、無時間的となる。無時間の枠の中で生起する行為／事態は、金太郎アメのようであって、どの時点の状況で切り取っても真であると判断される。言い換えると、無時間的な状況下では、行為／事態の真であることがいつの場合にも予測可能なのである。このような行為／事態を「総称的 (generic)」であると定義することにする。

〈-dag⁴〉は行為動詞や過程動詞と結び付いて、(37 a) タイプの総称文を作る。

(38) a. Ölsön xün xool iddeg tsangasan xün tsay
 be hungry - PF person meal eat - HBT be thirsty - PF person tea

uudag.

drink - HBT

“Any hungry man eats a meal, and any thirsty man drinks some tea.”

b. “Noos bol alt” gej manayxan yaridag.

wool TOP gold QUT 1pl. G - POSS talk - HBT

“Our people say, ‘Wool is gold’”

c. Elserxeg gazar nogoo muu urgadag.

sandy place grass badly grow - HTB

“Grass grows badly in a sandy place.”

(38 a, b) は行為動詞、(38 c) は過程動詞である。これらの文では行為／事態の主体は指示性をもたず、〈空腹の、もしくは喉の乾いた人〉の集合、〈私たちの国民〉の集合、〈砂地の草〉の集合から、各々、選んだどの構成員についても、叙述された内容が真であるものと判定されるのである。このタイプの文では、[repetition] は、所与の集合の構成員に等しく付与される同一行為／事態の様態であるから、「分配的繰り返し (distributional repetition)」と呼ぶのがよいように思われる。

〈-dag⁴〉が認識動詞語幹に付いて、心的状態を表す場合がある。

(39) a. Ontschuud tsagaa zöv ashiglax ni chuxal
extraordinary - GRP time - RFL exactly use - NPS 3 P important
gej üzdeg.

QUT see - HBT

“Excellent people consider that it is important to use their time appropriately.”

b. “Xüniy ami yamar chi xool, xuvtsasnaas chuxal” gej
person - G life any (thing) food clothes - ABL important QUT
xümüüs boddog yum.
people think - HBT ASSRT

習慣相

“People think that human life is more important than any food and clothes.”

〈-dag⁴〉は、さらに、一般的な状態を示す。

- (40) a. Tom tsonxtoy tasag saruul baydag.
big window - CMT room bright be - HBT
“Any room with big windows is bright.”
- b. Xün, mal ixtey gazar an amitnaar tsöön baydag.
person cattle many - CMT place animal - INS few be - HBT
“There are few animals in any places where a lot of people and cattle live.”
- c. Zалуu xün xayrtay xüüxnixxee zurgiyg xadgaldag.
young person loving girl - G - RFL picture - ACC keep - HBT
“Any young man keeps a picture of his love.”

(39) と (40) は、動態的ではなく静態的である。いかなる繰り返しの含意もなく、ある状態が変化を被らないまま継続し続けるのである。

Palmer (1974 : 63, 64) は、“There is no very clear line between ‘time - less’ truths and statements of habitual activity” と述べ、無時間の真理から習慣的な行為の陳述との間には段階性のあることを、次のリストをあげて証明している。

- | | |
|--|---------------|
| (41) a. I always take sugar in tea. | more habitual |
| b. The milkman calls on Sunday. | ↑
↓ |
| c. The Chinese grow a lot of rice. | |
| d. Cows eat grass. | |
| e. Birds fly. | |
| f. The Severn flows into the Atlantic. | |
| g. The sun rises in the east. | |
| h. Oil floats on water. | |
| i. Water boils at 100°C . | |
| | |

私の判断では (41 d) 当たりが習慣的と総称的 (Palmer の言う timeless) の境目のように思われる。また、両者の橋渡しをするものとして、(41 f, g) を (41 c) の次に配置するのが好ましいだろう。その他の文、つまり、(41 d, e, h, i) については、本節の総称文の定義にすべて合致するから、順序づけはできない。

Palmer や Comrie (1976) などは、習慣的な行為／事態と総称的な行為／事態の違いは言語的なものではないと主張しているが、これまでの考察から、かなりの程度言語的な要因が絡んでいることがわかる。これは、純粋に習慣的な行為／事態と総称的な行為／事態との間に、状態と特性／習性と名付けを置くことで初めて明確な輪郭をもって見えてくる事実なのである。

(42) more dynamic more static



行為／過程の総称文 状態の総称文

3. ま と め

習慣相接尾辞 <-dag⁴> には、<繰り返し>、<状態>、<特性／習性>、<名付け>、<総称> の5つの異なる意味があることが判明した。これらの意味の内部には、それぞれ、より動態的なものからより静態的なものに至る連続的段階性のあることも観察された。

では、5つの意味を支える意味特性は、いったい何だろうか。これまでの考察を通して、少なくとも6つの意味特性をあげることができる。

1つは、行為／事態が、過去時・発話時・未来時に渡って持続することを示す<継続性 (Durativity)>である。

2つ目は、継続の期間が不定であることを述べる<非限定性 (Unboundedness)>である。非限定性は、時間の制約のあることを暗示する<時間制約的非限定性 (Temporal Unboundedness)>と、そのような制約のない<時間無制約的非限定性 (Omnitemporal Unboundedness)>に分けることができる。

習慣相

3つ目は、行為／事態が一様な連続体を成すことを表す〈状態性 (Stativity)〉である。状態性は、行為／事態の繰り返しや進行を含意する〈動態の状態性 (Dynamic Stativity)〉とそれを一切含意しない〈静態の状態性 (Static Stativity)〉とに下位区分される。

4つ目は、行為／事態が時間の軸上で継起することを表す〈反復性 (Iterativity)〉である。これには、一定の間隔をおいて継起する〈定期的反復性 (Regular Iterativity)〉、間隔の期間がふぞろいな〈不定期的反復性 (Irregular Iterativity)〉、一様な行為／事態が個体に配分される〈分配的反復性 (Distributional Iterativity)〉に区分される。

5つ目は、行為／事態、状態などが、ある対象に唯一的に帰属することを規定する〈特有性 (Uniqueness)〉である。特有性は、生得的なもの、内在的なものであってもよいし、後天的なもの、外在的なものであってもよい。

6つ目は、行為／事態の帰属先が指示性をもつかどうかを指定する〈特定性 (Specificity)〉である。指示性があれば〈特定の (Specific)〉、なければ、〈非特定の (Nonspecific)〉となる。

6つの意味特性が、〈-dag⁴〉の5つの意味にどのように特徴的に現れるのかを図示すると、次のようになる。

(43)

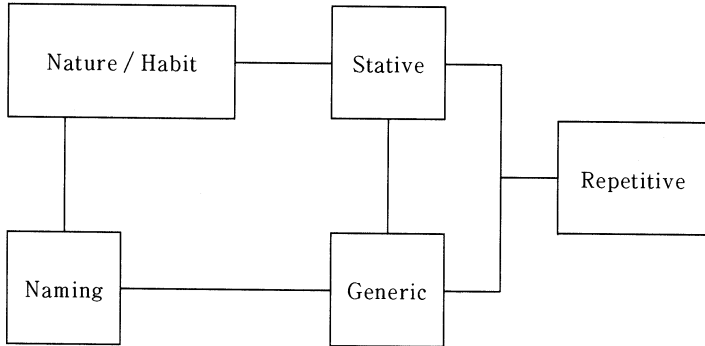
	Durativity	Unboundedness		Stativity		Iterativity			Uniqueness	Specificity	
		Temporal	Omni-temporal	Dynamic	Static	Regular	Irregular	Distributional		Specific	Non-Specific
Repetitive	○	○		○	○	○	○		—	—	—
Stative	○	○	○	○	○			*○	—	—	—
Nature/Habit	○	○	○	○	○	—	—	—	○	—	—
Naming	○		○		○	—	—	—	○	○	○
Generic	○		○	○	○			*○	—		○

“—” は関与しないことを示す。

“*” は任意であることを示す。

これを意味の連関という観点から図示すると、次のような意味のネットワークが得られる。

(44)



(44) のネットワークは、認知の上からも支持できると考えられる。行為／事態の繰り返しの頻度が密になり、もはや間隔が識別できないほどになると状態化が起こるようになる。それは個別的な行為／事態ではなく、連続体や集合体に適用されたりする。この状態化を或る指示対象に唯一的に付与すれば特性／習性と解釈される。他方、状態化の結果が恒常化すれば、名付けとなり一般的な、すなわち、非特定の指示対象に適用先が限定されれば、総称的となる。

「習慣相」あるいは「習慣的」と呼びなわされてきたものの正体は、5つの異なる意味の連関し合うネットワークの総体だったのである。〈-dag⁴〉は、(44)のような意味のネットワークを担う接尾辞ということが出来る。この接尾辞が付く動詞のタイプや他の言語要素、コンテキスト等との相互作用により、ネットワークを構成する意味のどれかが前景化されるのである。

最後に、5つの意味は互いに明確に線引きされた離接的な形ではなく、共有する意味特性を下敷きにして程度の濃淡を帯びた段階を成しているということを強調しておきたい。

Abbreviations

ABL : Ablative	IMP : Imperfective	Q : Question Particle
ACC : Accusative	INF : Inferential	QUT : Quotation Marker
ASSRT : Assertion Particle	INS : Instrumental	RCPL : Reciprocal
CMT : Comitative	N : Nominative	RFL : Reflexive - Possessive
CNC : Connective Converbial	NPS : Nonpast	sg : Singular
CND : Conditional Converbial	OPT : Optative	SMLT : Simultaneous Converbial
CNFM : Confirmative Particle	PF : Perfective	SPR : Separate Converbial
CNT : Continuative Converbial	pl : Plural	3P : Third Person Possessive Particle
D/L : Dative / Locative	POSS : Possessive	TM : Temporal Converbial
DMN : Diminutive	PRS : Present	TML : Terminative Converbial
G : Genitive	PSSV : Passive	TOP : Topic Particle
GRP : Group	PST : Past	
HBT : Habitual		

【注】

- 1) 〈-dag⁴〉は動詞語幹の母音に応じて、〈-dag, -deg, -dog, -dög〉のように4つの交替形をもっている。本論文では、〈-dag⁴〉を代表形にして、交替形が存在を右肩の数字で表示する。
- 2) 命題とモダリティの関係については、中右 (1994) を参照のこと。
- 3) 「形動詞」については、栗林 (1992)、小沢 (1986, 1993)、フフバートル (1993)、萩原 (1975)、Kasiyanenko (1968) を参照のこと。「動名詞」については、Poppe (1951)、Vietze (1978)、Binnick (1979)、Sanzheyev (1973)、Grønbæk and Krueger (1993) を参照のこと。「時制名詞」については、Luvsanjav et al. (1976) を参照のこと。
- 4) 注3) の文献の他に、Poppe (1970)、Street (1962)、Hambis (1946) を参照のこと。
- 5) 第3)の問題点として、現在形接尾辞 〈-na⁴〉にも 〈-dag⁴〉に対応する意味があるという事実をあげることができる。

i. a. Xadalj avsan mösiyg tsoxivol butarna.

break - CNC take - PF ice - ACC smash - CND break into pieces - PRS

"If you smash some ice broken up, it will break into pieces."

b. Malchid övöl, xavar, zun, namriyn ulirald maliynxaa

shepherd - GRP winter spring summer autumn - G season - D/L cattle - G - RFL

us belcheeriyg toxiruulan, xashaa xoroo barij,

water pasture - ACC adjust - CNC pen enclosure for cattle capture - CNC

övs tejeeliyg ni beltgene.

hay feed - ACC 3 P prepare - PRS

"Shepherds, in the four seasons of winter, spring, summer and autumn,
adjust water and pasture to good condition, secure enclosures and
prepare hay and feed for their cattle."

i a は氷の性質を述べた文である。i b は1年をサイクルとした牧民たちの生活風景の描写で、定期的に繰り返される行為を表す。

小沢 (1986: 43)、Kasiyanenko (1968: 22)、Sanzheyev (1973: 92) 等で解説されているように、〈-na⁴〉は現在時の状態や現在時を基点として未来時に遂行される行為/事態を標示する接尾辞である。けれども、それに加えて、i で見たように、「習慣的」な意味をも併せもっているのである。Street (1962: 120) は、「(-na⁴) は実際には無時間的であってもよい。陳述の一般的な妥当性を標示する。もっと言えば、一定の条件が満たされればいつでも生じるような行為、あるいは、発話時を含む不定の期間に渡って真であるような事態を表す。」と注目すべき発言をしている。Street は現在形接尾辞と 〈-dag⁴〉との関係については一切言及していないが、〈-na⁴〉の「無時間性」は、「習慣的」な意味を解明する鍵となることは確かである。

〈-na⁴〉の「習慣的」意味は、現在時や未来時の意味とのかかわりの中でも説明されなければならないから、稿を改めて考察することにし、本稿ではこれ以上立ち入らない。

6) 原文では、〈biy〉と〈bayna〉はキリル文字で記されている。

7) なるほど (37 a) の「太陽 (the sun)」は個体であるが、この文は個体の主語について何かを述べているのではなく、文全体が総称的事実を言明しているのである。

References

- Binnick, Robert I. 1979. *Modern Mongolian: A transformational syntax*. University of Toronto Press: Toronto.
- . 1991. *Tense and the Verb: A guide to tense and aspect*. Oxford University Press: Oxford.
- Comrie, Bernard. 1976. *Aspect*. Cambridge University Press: Cambridge.
- . 1985. *Tense*. Cambridge University Press: Cambridge.
- Croft, William. 1991. *Syntactic Categories and Grammatical Relations: The cognitive organization of information*. The University of Chicago Press: Chicago.
- Dahl, Östen. 1985. *Tense and Aspect Systems*. Basil Blackwell: Oxford.
- Declerck, Renaat. 1991. *Tense in English: Its structure and use in discourse*. Routledge: London.
- Desclés, J.-P. and Z. Guentcheva. 1990. Discourse Analysis of Aorist and Imperfect in Bulgarian and French. In Thelin, N. B. (ed.) *Verbal Aspect in Discourse*: 237-261. John Benjamins: Amsterdam.

- Freed, Alice F. 1979. *The Semantics of English Aspectual Complementation*. D. Reidel: Dordrecht.
- Grønback, Kaare, and John R. Krueger. 1993. *An Introduction to Classical (Literary) Mongolian: Introduction, grammar, reader, glossary. (Third corrected edition)*. Harrassowitz Verlag: Wiesbaden.
- 萩原正三. 1975. 新・旧両文字対照 新モンゴル語文法書. 社団法人日本モンゴル協会: 東京.
- Hambis, Louis. 1946. *Grammaire de la Langue Mongole Écrite (Première Partie)*. Adrien - Maisonneuve: Paris.
- フフバートル. 1993. モンゴル語基礎文法. たおフォーラム: 東京.
- Kasiyanenko, Z. K. 1968. *Sovremenniy Mongol'skiy Yazik*. Izdatel'istvo Leningradskogo Universiteta: Leningrad.
- 栗林均. 1992. 「モンゴル語」言語学大辞典 第4巻: 501-517. 三省堂: 東京.
- Langacker, Ronald W. 1991. *Foundations of Cognitive Grammar, Vol II: Descriptive application*. Stanford University Press: Stanford.
- Luvsanjav, Choy, et al. 1976. *Mongol Xel Surax Bichig*. Ulan Bator.
- McCoard, Robert W. 1978. *The English Perfect: Tense - choice and pragmatic inferences*. North - Holland: Amsterdam.
- 小沢重男. 1986. 増補モンゴル語四週間. 大学書林: 東京.
- . 1993. 元朝秘史蒙古語文法講義—附元朝秘史蒙古語辞典. 風間書房: 東京.
- Palmer, F. R. 1974. *The English Verb*. Longman: London.
- Poppe, Nikolaus. 1951. *Khalkha - Mongolische Grammatik*. Franz Steiner Verlag: Wiesbaden.
- Poppe, Nicholas. 1970. *Mongolian Language Handbook*. Center For Applied Linguistics: Washington D. C.
- Quirk, Randolph, et al. 1985. *A Comprehensive Grammar of the English Language*. Longman: London.
- Sanzheyev, G. D. 1973. *The Modern Mongolian Language*. Nauka: Moscow.
- Smith, Carlota S. 1991. *The Parameter of Aspect*. Kluwer Academic Publishers: Dordrecht.
- Street, John C. 1962. *Khalkha Structure*. Indiana University: Bloomington.
- 寺村秀夫. 1984. 日本語のシンタクスと意味 第II巻. くろしお出版: 東京.
- Vietze, Hans - Peter. 1978. *Lehrbuch der Mongolischen Sprache*. VEB Verlag Enzyklopädie: Leipzig.

CONTENTS

Cultural Science

Nov. 1995

Whole No. 45

Effects of transient exercise on serum enzyme activity during moderate exercise.	Hironobu Kamimura, Kouji Taniguchi, Hidetoshi Konari and Hiroyuki Fujisawa	1
A Trend of Constitutional Theories concerning Peace and 'Security' after the Cold War and its Critical Study	Toshikazu Tyou	13
HABITUAL	Kunihiko Hashimoto	35

平成7年11月10日 印刷
平成7年11月10日 発行 (非売品)

編集 室蘭工業大学
発行

印刷 (株)不二プリント印刷所
室蘭市輪西町2丁目1番11号
TEL (0143) 44-5301